

肝付町地域防災計画書

【資料編】

肝付町防災会議

（平成 27 年度修正）

目 次

1. 条例等

肝付町防災会議条例.....	資 1
肝付町防災会議委員名簿.....	資 2
肝付町災害対策本部条例.....	資 3
肝付町特別災害復旧補助金交付要綱.....	資 4
火災・災害等即報要領.....	資 6
「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表.....	資 20

2. 連絡体制

関係機関の連絡先.....	資 24
浸水想定区域内要援護施設.....	資 28

3. その他

消防施設の状況.....	資 29
町有車輛等の状況.....	資 32
町内建設業者一覧.....	資 34
避難所一覧.....	資 36
避難所位置図.....	資 38

4. 応援協定等

大隅肝属地区消防相互応援協定書.....	資 39
大隅肝属地区消防相互応援協定書に関する協議書.....	資 42
大隅肝属地区消防組合と鹿屋市及び肝付郡4町の災害対策本部業務に関する覚書..	資 44
大隅肝属地区消防組合と鹿屋市及び肝付郡4町の消防無線に関する覚書.....	資 46
大規模災害による警察庁舎倒壊時における代替施設としての使用に関する覚書....	資 48
銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定.....	資 49
大規模災害における応急対策に関する協定書（肝付町建設業安全技術防災協力会）	資 51
鹿児島県消防相互応援協定.....	資 52
鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定.....	資 54
災害時における緊急放送の要請に関する協定書（きもつきコミュニティ放送）....	資 56
災害時における放送要請等について.....	資 58
自衛隊の災害派遣依頼関係（様式2、様式4）.....	資 64
災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）..	資 66
肝付町における大規模な災害時の応援に関する協定（国土交通省九州地方整備局）	資 68

5. 災害危険地域・箇所等

山崩れ危険地区.....	資 73
山地災害危険地区.....	資 74
土石流危険渓流.....	資 83
急傾斜崩壊危険箇所.....	資 89
地すべり危険箇所.....	資 94
土砂災害危険箇所.....	資 96

1. 条例等

肝付町防災会議条例

平成17年7月1日
条例第158号
改正 平成26年3月25日
条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、肝付町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 肝付町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 所轄消防署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ2人、2人、2人、6人及び2人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

肝付町防災会議委員名簿

会長 肝付町長

(平成 27 年 6 月 30 日現在)

委員 番号	機 関 名
(1)	国土交通省 大隅河川国道事務所長
	国土交通省 大隅河川国道事務所 高山出張所長
(2)	鹿児島県 大隅地域振興局 総務企画部長
	鹿児島県 大隅地域振興局 建設部長
(3)	肝付警察署長
	肝付警察署 警備課長
(6)	肝付町消防団長
	大隅肝属地区消防組合 東部消防署長
	大隅肝属地区消防組合 内之浦分署長
(7)	NTT西日本 鹿屋営業所長
	九州電力株式会社 鹿屋営業所長
(5)	教育長
(4)	副町長
	総務課長
	内之浦総合支所長 兼 町民生活課長
	建設課長
	福祉課長
	農業振興課長

肝付町災害対策本部条例

平成17年7月1日
条例第159号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、肝付町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

肝付町特別災害復旧補助金交付要綱

平成19年7月6日
告示第129号

(目的)

第1条 この告示は自然災害を受けたもののうち、公共災害復旧事業等の対象とならないものについて、災害復旧工事を自ら実施した者等に対し、肝付町特別災害復旧補助金(以下「補助金」という。)を交付することによりその災害復旧の促進を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害…暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 公共災害復旧事業等…国、県、町等が実施し、及びこれらの負担による災害復旧の採択基準に適合する事業をいう。
- (3) 災害復旧工事…自然災害により住宅地等(現に居住の用に供されており、被災後も居住の用に供されるもの)に堆積した土砂、がれき、樹木等を除去するための工事をいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は本町の区域内において自然災害を受けた住宅地のうち公共災害復旧事業等の対象とならないものについて災害復旧工事を自ら実施した者等(以下「補助対象者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象者は、自然災害を受けた住宅地の居住者又は所有者のいずれかであつて、災害復旧工事を実施した者とする。

(補助対象者の資格)

第4条 前条に掲げる補助対象者の資格は次のとおりとする。

- (1) 税金等の滞納がない者。
- (2) 自然災害の発生時又はそれ以前に災害個所において不当な工事等を行っていない者。

(補助金の額)

第5条 交付する補助金は災害復旧工事に要した費用の3分の1以内の額(千円未満切り捨て)が1万円を超えるもので、10万円を超えるときは10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 第4条に掲げる補助対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ肝付町特別災害復旧補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、災害発生の翌日から2週間以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算(精算)書(様式第2号)
- (2) 災害復旧工事見積書
- (3) 災害現場写真
- (4) 災害現場位置図

(補助金交付決定)

第7条 町長は前条の申請があったときは、速やかに書類審査及び現地調査等を行い、その内容を審査し、適当であると認めたときは補助金交付を決定し肝付町特別災害復旧補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第 8 条 補助対象者が補助金の交付決定の通知を受けた後、当該申請に係る災害復旧工事について、その内容を変更しようとするときは、肝付町特別災害復旧補助金変更承認申請書(様式第 4 号)に町長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 町長は前項の申請があったときは、速やかに書類審査及び現地調査等を行い、その内容を審査し、承認の場合は補助金変更交付を決定し肝付町特別災害復旧補助金変更交付決定通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助対象者は、その災害復旧工事が完了したときは、1 箇月以内に肝付町特別災害復旧補助金実績報告書(様式第 6 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算(精算)書(様式第 2 号)
- (2) 災害復旧工事に要した費用の領収書
- (3) 災害復旧工事完了後の現場写真
- (4) 全各号に定めるもののほか、特に町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、関係書類の審査及び現地調査を行い、補助事業が適正に行われたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定の上、肝付町特別災害復旧補助金交付確定通知書(様式第 7 号)により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助対象者は、当該補助金の交付の請求をしようとするときは、町長が別に指定する請求書に肝付町特別災害復旧補助金交付確定通知書(様式第 7 号)の写し、その他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、補助金の交付を受けた補助対象者が、当該補助金を補助事業以外の経費に流用し、その他不正の行為があったときは、その既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項により補助金の返還を命じられた補助対象者は、速やかに返還に応じなければならない。

(その他)

第 13 条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正	平成 6 年 12 月	消防災第 279 号
	平成 7 年 4 月	消防災第 83 号
	平成 8 年 4 月	消防災第 59 号
	平成 9 年 3 月	消防情第 51 号
	平成 12 年 11 月	消防災第 98 号
		消防情第 125 号
	平成 15 年 3 月	消防災第 78 号
		消防情第 56 号
	平成 16 年 9 月	消防震第 66 号
	平成 20 年 5 月	消防応第 69 号
	平成 20 年 9 月	第 166 号
	平成 24 年 5 月 31 日	消防応第 111 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

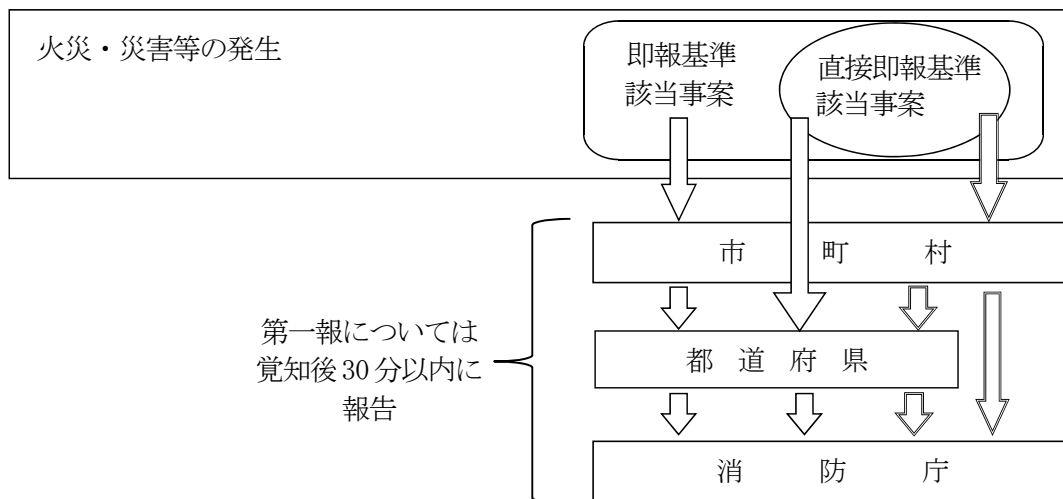
「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領の定めのない限り「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（昭和 57 年 12 月 28 日付消防救第 53 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」いう。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法および様式

火災・災害等の即報にあたっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合において迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。

(1) 様式

ア 火災等即報……第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故即報……第3号様式

救急事故及び救助事故を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報……第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ① 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- ② 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ③ 報道機関に取り上げる等社会的影響が高い火災・災害等
- ④ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれのあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

- ① 死者が3人以上生じたもの
- ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む）について報告すること

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建築焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの

- 3) 住家等へ延焼するおそれである等社会的に影響度が高いもの
- ウ) 交通機関への火災
船舶、航空機、列車、自動車等の火災で次に掲げるもの
(例示)
1) 航空機火災
2) タンカー火災の他社会的に影響度が高い船舶火災
3) トンネル内車輛火災
4) 列車事故
- エ) その他
以上掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上、特に参考となるもの
(例示)
・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
2) 危険物、高圧ガス、毒ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの
- ウ) 危険物に係る事故
危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という)を貯蔵し又は、取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く)
1) 死者(交通事故によるものを除く)又は行方不明者が発生したもの
2) 負傷者が5名以上発生したもの
3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は暴発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
4) 500^{キロ}リットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
5) 海上、河川への危険物等流失事故
6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ) 原子力災害等
1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいのあったもの
2) 放射性物質を輸送する車輛において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ) その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- (3) 社会的影響基準
(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられ

る等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む）について報告すること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人救急事故
- (3) 要救護者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む）についても、上記 2 と同様式を用いて報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生じる人死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するものについて報告すること

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害が生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ

(3) 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域の事故を除く）

ア 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- ① 海上、河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの
- ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害速報

第2の3の1)、2)に同じ

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）

イ 第 2 の 4 の (2) のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第 4 記入要領

第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」の定めるところによる。）

〈火災等即報〉

1 第 1 号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考の事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者 3 人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。以下（ア）について同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並び予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の 4) 又は 5) に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

- エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○（株）○○工場」のように事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発生事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分の及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動概況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害の場合

ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」を「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

〈救急・救助事故即報〉

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」は、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故の種別、概略、通過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ「不明」とは、行方不明者等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

〈災害即報〉

4 第4号様式

1) 第4号様式（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度 6 弱以上の地震の場合は、119 番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発は除く

火災種別	1 建物	2 林野	3 車輛	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時		月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の業態 ・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人			死者の 生じた理由		
建物の概要	構造 階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	全 半 部 ば	焼 焼 焼 や	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項について、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第 2 号様式（特定の事故）

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年	月	日	時	分	
		都道府県						
		市町村 (消防本部名)						
		報告者名						

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()								
発生場所									
事業所名			特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種 第二種、その他 〕					
発生日時	月	日	時	分	発見日時	月	日	時	分
(覚知日時)	(月	日	時	分)	鎮火日時 (処理完了)	月	日	時	分
消防覚知方法			気象状況						
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 等 7 その他 ()					物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()								
施設の概要			危険物施設 の区分						
事故の概要									
死傷者	死者 (性別・年齢) 人			負傷者 人 () 人 重 症 人 () 人 中等症 人 () 人 軽 症 人 () 人					
消防防災 活動状況 及び救急 救助活動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分			出場機関		出場人員	出場資機材		
				事業所	自衛防災組織		人		
					共同防災組織		人		
					その他		人		
				消防本部 (署)		台 人			
				海上保安庁		人			
				自衛隊		人			
				その他		人			
災害対策本部 等の設置状況									
その他参考事項									

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。

第3号様式（救急・救助事故等）

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対応事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢） 計 人	負傷者等 重 症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）		
	不明 人			
死傷者	死者（性別・年齢） 人 負傷者 重 症 人 人 中等症 人 人 軽 症 人 人	死者の 生じた理由		
救助活動の 要 否				
要援護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・ 救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。

第4号様式
(被害状況即報)

振興会名		区 分				被害	
災害名 第 報 報告番号	(月 日 現在)	田	流失・埋没	ha			
			冠 水	ha			
			畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
			学	箇所			
報告者名	区 分	被害	病	箇所			
			道	箇所			
			橋	箇所			
			河	箇所			
			港	箇所			
人的被害	死者	人	砂	箇所			
			清	箇所			
			崖	箇所			
			鉄	箇所			
			被	箇所			
住 家 被害	壊	棟	被	箇所			
			水	箇所			
			電	箇所			
			電	箇所			
			ガ	箇所			
一 部 破 損	壊	棟	プ	箇所			
			ロ	箇所			
			ック	箇所			
			ク	箇所			
			施	箇所			
床 上 浸 水	壊	棟	治	箇所			
			山	箇所			
			施	箇所			
			設	箇所			
				箇所			
床 下 浸 水	壊	棟	り	箇所			
			災	箇所			
			世	箇所			
			帯	箇所			
			数	箇所			
非 住 家	火災発生	棟	り	箇所			
			災	箇所			
			者	箇所			
			数	箇所			
			他	箇所			

第4号様式 (被害状況即報)

区 分		被害	都 道 府 県 災 害 部	名 称	
公 立 文 教 施 設	千円		災 害 部	有	
農 林 水 産 業 施 設	千円		災 害 部	有	
公 共 土 木 施 設	千円		災 害 部	有	
その他の公共施設	千円		災 害 部	有	
小 計	千円		災 害 部	有	
公 共 施 設 被 害	千円		災 害 部	有	
農 産 被 害	千円		災 害 部	有	
林 産 被 害	千円		災 害 部	有	
畜 産 被 害	千円		災 害 部	有	
水 産 被 害	千円		災 害 部	有	
商 工 被 害	千円		災 害 部	有	
その他の	千円		災 害 部	有	
その 他	千円		災 害 部	有	
被 害 総 額	千円		災 害 部	有	
災害発生場所	千円		災 害 部	有	
災害発生年月日	千円		災 害 部	有	
災害の種類、概況	千円		災 害 部	有	
振興会内の土手が崩れて道路を塞いでいる。	千円		災 害 部	有	
応急対策の状況	千円		災 害 部	有	
建設課に対応を依頼し、泥を撤去済み。	千円		災 害 部	有	

※被害額は省略することができるものとする。

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表

平成 12 年厚生省告示第 144 号より

最終改正

平成 18 年厚生労働省告示第 470 号

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのあるものを収容する。	(基本額) 避難所設置費100人1日あたり 30,000 円以内 (加算額) 冬期：別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸あたり 平均29.7㎡ (9坪) を基準とする。 2 限度額1戸あたり 2,342,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等を利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は 別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸あたり29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事ができない者 全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 1人1日あたり 1,010円以内 夏季（4～9月）、冬季（10～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から7日以内 災害発生の日から10日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1食は1/3日)

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯あたり 500,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、 流失半壊（焼）又は 床上浸水により学用 品を喪失し又は毀損 し、就学上支障のあ る小学校児童、中学 校生徒及び高等学校 生徒	1 教科書及び教科 書以外の教材で教 育委員会に届出又 はその承認を受け て使用している教 材、又は正規の授 業で使用している 教材実費 2 文房具及び通学 用品は、次の金額 以内。 小学校児童 1人あたり4,100円 中学校生徒 1人あたり4,400円 高等学校生徒 1人あたり4,800円	災害発生の日から（教科 書）1ヶ月以 内 （文房具及 び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評 価額 2 入進学時の場 合は個々の実情 に応じて支給す る
埋葬	災害の際、死亡した 者を対象にして実際 に埋葬を実施する者 に支給	1体あたり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日 以内	災害発生の日以 前に死亡した者 であっても対象 となる。
死体の搜索	行方不明の状態に あり、かつ四囲の事 情によりすでに死亡 していると推定され る者	当該地域における 通常の実費	災害発生の日から10日 以内	1 輸送費、人件費 は別途計上 2 災害発生後3日 を経過したもの は一応死亡した 者と推定してい る。
死体の処理	災害の際、死亡した 者について、死体に関 する処理（埋葬を 除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体あたり3,300円 以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体あたり50,000円 以内 （検案） 救護班以外は慣行 料金	災害発生の日から10日 以内	1 検案は原則と して救護班 2 輸送費、人件費 は別途計上 3 死体の一時保 存にドライアイ スの購入等が必要 な場合は、当 該地域における 通常の実費を加 算できる。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障を来している場合で自力で除去することができない者	1世帯あたり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1項から第4号までに規定する者	1日1人あたり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2. 連絡体制

関係機関の連絡先

機関名	電話番号	機関名	電話番号
J Aきもつき 高山支所	65-2531	大隅森林管理署 高山森林事務所	65-2167
J Aきもつき 内之浦支所	67-2611	大隅森林管理署 内之浦森林事務所	67-2536
きもつき森林組合 高山支所	65-2039	大隅森林管理署 川上森林事務所	68-8177
内之浦森林組合	67-2703	大隅森林管理署 岸良森林事務所	67-3111
肝属農業共済組合 高山支所	65-2216	肝付警察署	65-0110
肝属農業共済組合 内之浦支所	67-2310	肝付警察署 高山交番	65-4530
肝付警察署 内之浦分署	67-2591	肝付警察署 内之浦駐在所	67-2131
高山漁業協同組合	65-6133	肝付警察署 岸良駐在所	68-2110
内之浦漁業協同組合	67-2121	高山郵便局	65-2042
大隅河川国道事務所	65-2541	内之浦郵便局	65-2442
大隅河川国道事務所 高山出張所	65-2415	社会福祉協議会	68-8188
肝属東部医師会	65-0099		

(関係機関有線通信施設)

機関名	所在地	電話番号
県危機管理防災課	鹿児島市鴨池10-1	099-286-2256
大隅地域振興連絡協議会	鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2087
大隅地域振興局	鹿屋市打馬2-16-6	0994-52-2087
大隅肝属地区消防組合	鹿屋市新川町800	0994-43-1188
東部消防署	鹿屋市串良町 下小原2001-1	0994-63-5499
海上自衛隊 鹿屋航空基地	鹿屋市西原3-11-2	0994-43-3111
陸上自衛隊 国分駐屯地	国分市福島2-4-14	0995-46-0350
自衛隊鹿児島 地方協力本部	鹿児島市東郡元町4-1	099-253-8920
鹿児島海上保安部	鹿児島市泉町18-2-50	099-222-6680

機関名	所在地	電話番号
志布志海上保安署	志布志市志布志町志布志3259	099-472-4999
宮崎海上保安部	宮崎県日南市油津 4-12-1	0987-22-3021
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元4-1	099-250-9912
日本赤十字社 鹿児島県支部	鹿児島市鴨池本町1-5	099-252-0600
NHK鹿児島放送局	鹿児島市本港新町4-6	099-805-7000
大隅森林管理署	鹿屋市下堀町2926-3	0994-42-5217
九州電力 鹿屋営業所	鹿屋市札元2-3792-5	0120-986-806
九州電力 鹿屋電力所	鹿屋市札元2-3672-4	0994-40-2711
NTT西日本 鹿児島支店	鹿児島市松原町4-26	099-227-7689
独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構志布志 国家石油備蓄基地事業所	東串良町川東5024-1	0994-63-6993
志布志石油備蓄 志布志事業所	東串良町川東5024-1	0994-63-7511

(県救護班一覧)

施設名	所在地	電話番号	備考
日赤鹿児島支部	鹿児島市鴨池新町1-5	099-252-0600	
鹿屋医療センター	鹿屋市札元1-8-8	0994-42-5101	
肝属東部医師会	肝付町新富470-1	0994-65-0099	
肝属郡医師会	錦江町神川135-3	0994-22-3111	
鹿屋市医師会	鹿屋市西原3-7-39	0994-43-4757	
曾於郡医師会	曾於市大隅町月野894	0994-82-4893	

(町内 医療機関一覧)

医療機関名	院長名	所在地	電話番号	備考
ルミコ医療ステーション	上園 瑠美子	肝付町新富4684	65-0921	
肝付町立病院	井畔 能文	肝付町北方1953	67-2721	
小野医院	小野 一夫	肝付町前田836-2	65-2314	
高山胃腸科・外科	南曲 尚	肝付町前田923-1	65-7171	
春陽会中央病院	上園 春仁	肝付町新富485	65-1170	
高山クリニック	疋田 涼一	肝付町新富818-1	65-1111	ひまた りょういち 疋田 涼一
山内クリニック	山内 慎介	肝付町前田4816-2	65-8181	
吉川医院	吉川 信寛	肝付町前田863-1	65-2022	
岸良診療所	井畔 能文	肝付町岸良652-2	34-6331	
吉重クリニック	吉重 幸一	肝付町北方581-1	67-2266	

(町内 助産師一覧)

助産師名	所在地	電話番号	備考
坂口 ちえみ	肝付町富山1274-7	65-0910	

(町内 運送業者一覧)

所有者名	所在地	電話番号	車種
立石運送	肝付町新富876-6	65-2206	トラック
高山レンタカー	肝付町新富91	65-1088	マイクロバス
鶴川内レンタカー	肝付町新富4704	65-2441	マイクロバス
吉原レンタカー	肝付町南方113-7	67-2911	マイクロバス
きもつき観光	肝付町南方113-7	67-2911	マイクロバス
高山観光	肝付町富山405	65-0003	マイクロバス
大隅交通ネットワーク (株) 鹿屋営業所	鹿屋市大手町7-1	42-3131	バス

(町内 建築資材の調達先)

調達先	所在地	電話番号
山佐木材	肝付町前田2090	31-4141
有野製材	肝付町前田2732-8	65-2200
増田製材	肝付町前田817	65-2501
入田製材所	肝付町後田4443	65-5617
益山木材	肝付町新富461-2	65-0338
山生産業	肝付町北方1487-1	67-2583
友良製材	肝付町南方168	67-2828

(町内 医療品及び衛生材料等の調達先)

調達先	所在地	電話番号
新生堂薬局	肝付町前田874	65-2056
ミネサキ高山店	肝付町後田2370-3	65-1700
三井調剤薬局 内之浦店	肝付町北方1907	67-4477

浸水想定区域内 要援護施設

施設名	所在地	電話番号	備考
春陽会中央病院	肝付町新富485	65-1170	
老春苑	肝付町新富525	65-1500	通所リハビリテーション 介護老人保健施設
グループホーム春華苑	肝付町新富563-1	65-7299	認知症対応型 共同生活介護
ルミコ医療ステーション	肝付町新富4684	65-0921	
高山胃腸科・外科	肝付町前田923-1	65-7171	
小野医院	肝付町前田836-2	65-2314	
吉川医院	肝付町前田863-1	65-2022	
高山クリニック	肝付町新富818-1	65-1111	通所リハビリテーション
長峯医院	肝付町新富369	65-2008	
高山幼稚園	肝付町新富4990	65-2214	
恵心保育園	肝付町新富4990	65-3507	

3. その他

消防施設の状況

(1) 消防機動力の配置

分団名	車種	車名	登録年	登録番号	小型ポンプ	備考
東 部	ポンプ車	三菱	H11	鹿800さ891	2	
	積載車（軽）	三菱	H 7	鹿80あ685		
西 部	ポンプ車	いすゞ	H13	鹿800さ2781	2	
	積載車（軽）	三菱	H15	鹿80あ1541		
有 明	積載車	トヨタ	H14	鹿800さ1545	2	
波 見	ポンプ車	日野	H17	鹿800さ7900	2	
	積載車（軽）	三菱	H25	鹿880あ1204		
野 崎	積載車	三菱	H13	鹿800さ3478	2	
津 曲	積載車	三菱	H13	鹿800さ3476	2	
下之門	ポンプ車	三菱	H11	鹿88す9801	2	
	積載車	トヨタ	H14	鹿800さ5081		
下 住	積載車	三菱	H13	鹿800さ3477	2	
宮 下	ポンプ車	日野	H18	鹿800さ8855	2	
富 山	積載車	トヨタ	H14	鹿800さ5083	2	
論 地	積載車	三菱	H13	鹿800さ3475	2	
後 田	ポンプ車	いすゞ	H14	鹿800さ4191	2	
本 城	積載車	トヨタ	H14	鹿800さ5080	2	
川 上	ポンプ車	日野	H18	鹿800さ9418	2	
	積載車（軽）	三菱	H14	鹿80あ1426		
南 方	ポンプ車	三菱	H 9	鹿88す8280	2	
	積載車	トヨタ	H 22	鹿800す2373		
北 方	ポンプ車	トヨタ	H10	鹿88さ9405	2	
	積載車	トヨタ	H 23	鹿800す2961		
岸 良	ポンプ車	いすゞ	H12	鹿800さ2391	2	
	積載車	日産	H19	鹿800す564		
計	25台				34台	

災害救助用ボート 計 4艇	波 見 分 団	1艇	(ゴム製・エンジン付き)
	津 曲 分 団	1艇	(FRP組立式・動力無)
	下 之 門 分 団	1艇	(FRP組立式・動力無)
	宮 下 分 団	1艇	(FRP組立式・動力無)

(2) 消防詰所

区分 分団名	車庫・詰所			敷地	
	建設年	構造	床面積㎡	大字・地番	面積㎡
東 部	H16	鉄筋コンクリート1F	151.03	新富231-1	751.96
西 部	H10	鉄筋コンクリート2F	144.82	前田900-1	463.85
有 明	H 2	木造瓦葺平屋	43.32	波見1991-1	129.85
波 見	H20	鉄筋コンクリート1F	114.15	波見96-1	950.00
野 崎	H 8	鉄筋コンクリート1F	75.81	野崎2741	466.00
津 曲	H 4	鉄筋コンクリート1F	63.00	野崎1639-1	740.00
下之門	H 4	鉄筋コンクリート2F	76.01	新富873-3	290.00
下之門（池之園）	S56	木造モルタル平屋	34.03	新富2793	201.00
下 住	H 7	鉄筋コンクリート1F	74.91	前田1302	198.00
宮 下	H 3	木造瓦葺平屋	63.17	宮下1026	517.00
富 山	H 2	木造瓦葺平屋	50.54	富山1317-6	334.40
論 地	H 6	鉄筋コンクリート2F	76.01	後田480-6	98.00
後 田	H13	鉄筋コンクリート1F	103.78	後田1317-1	995.96
本 城	H 7	鉄筋コンクリート1F	75.81	新富9114-1	799.10
川 上	H12	鉄筋コンクリート1F	75.81	後田6339-2	100.00
南 方	H20	鉄筋コンクリート1F	98.3	南方2638-4	139.43
北 方	S43	鉄筋コンクリート2F	105.00	北方1801-13	297.00
岸 良	S54	鉄筋コンクリート2F	130.00	岸良658-4	219.00
水防倉庫	H 1	木造瓦葺平屋	43.32	前田828-3	74.63

(3) 消火栓並びに防火水槽施設

区分 分団名	消火栓 設置数 (基)	防火水槽			備考
		設置数 (基)	総容水量 (t)	内40 t	
東 部	60	31	800	8	
西 部	55	30	790	8	
有 明	3	9	230	4	
波 見	9	5	140	2	
野 崎	10	13	300	2	
津 曲	3	2	40		
下 之 門	7	5	100		
下 住	11	3	60		
宮 下	7	8	200	2	
富 山	18	11	262	2	
論 地	14	12	300	3	
後 田	28	49	1, 240	13	
本 城	1	11	230	1	
川 上	0	7	160	1	
南 方	46	26	901	21	
北 方	40	20	732	18	
岸 良	10	28	848	20	
合 計	322	270	7, 333	105	

町有車輛等の状況

本・支別	保管先	車輛名	車種	台数	備考
本 所	総務課	普通乗用車	普	1	
		消防本部車	普	1	
		消防自動車	軽	4	4 分団
		消防自動車	普	15	15 分団
		水防車	普	1	
		給水車	普	1	
		交通安全協会ノト	普	1	
		交通安全軽トラ	軽	1	
		普通乗用車	普	1	小型貨物車・バン
		軽バン	軽	4	
		ワゴン車	普	1	10 人乗り
		マイクロバス	大型	1	29 人乗り
	健康増進課	軽乗用車	軽	2	
		軽バン	軽	1	
		普通乗用	普	1	小型貨物車・バン
	福祉課	軽乗用車	軽	6	2 台リース
		軽バン	軽	2	
		福祉バス	大型	1	41 人乗り
	建設課	普通乗用車	普	3	
		普通ダンプ	普	3	
		軽バン	軽	1	
		ショベルローダー	大特	1	3 t 以上
		ホイールローダー	小特	1	3 t 未満
		トラクター	小特	1	草刈用
	農業振興課	普通乗用車	普	3	
		軽バン	軽	2	
		軽トラック	軽	2	
		トラクター	小特	2	
	水道課	普通乗用車	普	1	
		軽バン	軽	1	
		検針用スクーター	原付	3	1 台（簡易水道）
	税務課	軽乗用車	軽	2	
		軽バン	軽	3	
	住民課	軽トラ	軽	1	
		塵芥収集車	特殊	3	
	教育委員会	普通乗用車	普	2	
		軽乗用車	軽	1	
		スクールバス	大型	1	26 人乗り
		軽トラ・ダンプ	軽	1	
	生涯学習課	ワゴン車	普	1	
		軽バン	軽	1	
		軽トラ	軽	1	

本・支別	保管先	車輛名	車種	台数	備考
本 所	国見園	ワゴン車	普	1	
		軽バン	軽	1	
		軽乗用車	軽	1	
	給食センター	軽バン	軽	1	
		給食運搬車	普	3	
		軽乗用車	軽	1	
	准看	軽乗用車	軽	1	
	畜産課	軽トラック	軽	1	
		軽トラック・ダンプ	軽	1	
		軽バン	軽	1	
		特装運搬車	普	1	
		普通ダンプ	普	4	
		ホイルローダー	大特	1	3 t 以上
		ホイルローダー	小特	4	3 t 以下
		堆肥散布車	特殊	1	
		フォークリフト	小特	2	

本・支別	保管先	車輛名	車種	台数	備考
総合支所	町民生活課	交通安産指導車	普	1	
		交通安産指導車	軽	1	
		軽バン	軽	1	
		軽トラ	軽	1	
		消防本部車	普	1	
		消防キャラバン	普	1	10 人乗り
		普通乗用車	普	1	
		保育園送迎用キャラバン	普	1	
		消防自動車	普	6	
		マイクロバス	大型	1	28 人乗り
		塵芥収集車	特殊	1	
		普通乗用車	普	1	
	産業創出課	軽バン	軽	1	
		軽トラ	軽	1	
		普通乗用車	普	1	
	林務水産課	軽バン	軽	1	
		軽乗用車	軽	1	
		普通乗用車	普	1	
		軽トラック	軽	1	
	教育委員会支所	軽乗用車	軽	1	
		給食運搬車	普	2	
	岸良出張所	軽バン	軽	1	
	町立病院	軽乗用車	軽	2	
		普通乗用車	普	3	

町内建設業者一覧

建設業者名	所在地	電話番号
山佐産業（株）	前田972	65-3111
（株）村田組	前田4844	65-2138
（株）松原建設	新富522-4	65-3133
（有）山之口建設	宮下1415	65-9387
松岡建設（株）	前田3519-1	65-0303
倉田建設（有）	宮下1393-7	65-9810
下茂建設（株）	後田3443-5	65-9533
（有）福満建設	宮下429-2	65-9349
勝和建設（有）	野崎321-1	65-6347
（有）山下建設	前田936	65-3461
（有）有野建設	前田2732-	65-2361
（有）松原緑地建設	新富522-4	65-0998
山佐木材（株）	前田2090	31-4141
（有）道中組	後田4718	65-0613
（有）西之園設備工業	波見888-1	65-6025
（有）有馬電建	新富4628-2	65-2372
（有）小川土木	前田4194-2	65-5146
（株）前原建設	南方1300-3	65-3151
（有）羽口組	南方2095-6	67-3735
（有）倉建設	南方1693-1	67-3059
（有）栄倉組	岸良1132-1	68-2331

建設業者名	所在地	電話番号
(有) マエダ	南方157-2	67-3458
(有) 甲斐工業	岸良1162-4	68-2211
(有) 国宝建設	岸良1559	68-2613
(有) マキ水道設備	新富6699-1	65-7777
(有) 田中電気工業	前田3274	65-2458
須田設備工業	南方2668-28	67-3422
(有) セイユウ	前田3982-5	65-7228
(有) 下西電設工業	新富276	65-2247
コウミ建設	宮下169-1	65-1215
藤崎造園	前田4813-2	65-5577
(有) 益山組	新富264-2	65-0449
(有) 高橋組	北方1906-1	67-2750
(有) 広恵農起	岸良187-3	68-2480
白川工務	前田4684-3	65-7218

避難所一覧

(1) 指定避難所

番号	施設名	住所	管理者	電話番号	対象となる異常な現象の種類				指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの	収容可能人員 (2㎡/人) (人)	備考
					浸水	土砂	地震	津波				
1	旧有明小学校体育館	波見1998	教育長	なし	○	×	○	○			359	
2	波野中学校体育館	波見1065	校長	0994-65-6151	×	○	○	○			355	
3	新富地区公民館	新富4048-1	教育長	0994-65-2339	○	○	○	○	重複		147	
4	高山やぶさめ館	新富5590番地35	町長	0994-31-5711	○	○	○	○		○	738	福祉
5	肝付町コミュニティセンター	新富98	町長	0994-65-2511	△	○	○	○	重複		341	
6	肝付町町民集会所（いこいの家）	前田3690	町長	0994-65-0310	○	○	×	○			178	
7	前田地区公民館	前田3984-1	教育長	0994-65-1876	○	○	○	○	重複		121	
8	宮富地区公民館	宮下1634	教育長	0994-65-3995	○	○	○	○	重複		116	
9	富山地区集落センター	富山1317	振興会長	なし	○	○	○	○			87	
10	国見中学校体育館	後田1857	校長	0994-65-2400	○	○	○	○			342	
11	川上小学校体育館	後田6329	教育長	なし	○	×	○	○			241	
12	内之浦総合支所	南方2643	町長	0994-67-2111	○	○	○	×	重複	○	862	福祉
13	肝付町基幹集落センター岸良会館（岸良出張所）	岸良482-1	町長	0994-68-2001	○	○	×	○	重複		217	
14	船間地区研修センター	岸良1268-1	町長	0994-68-2330	○	×	○	○			215	
15	旧大浦小中学校	岸良1474	教育長	なし	○	×	×	○			204	
16	銀河アリーナ	南方289	教育長	0994-31-6555	△	○	○	×		○	20	福祉
17	国見園デイサービスセンター	新富4585-2 肝付町養護老人ホーム内	民間	0994-65-3350	○	○	○	○		○	10	福祉
18	花神荘デイサービスセンター	後田5375	民間	0994-65-4738	○	○	○	○		○	30	福祉
19	南の太陽	富山1791番地1	民間	0994-45-6111	○	○	○	○		○	10	福祉
20	銀河の里デイサービスセンター	北方588	民間	0994-67-3312	○	○	○	○		○	10	福祉
21	デイサービス幸芽	後田5568番地1	民間	0994-65-5733	○	○	○	○		○	20	福祉
22	天上会新樹学園	後田5501富山1682	民間	(本部) 0994-65-2340	○	○	○	○		○	後田：20 富山：20	福祉
23	デイサービス岸良	岸良385	民間	0994-45-6776	○	○	○	○		○	10	福祉
24	デイサービスあい	新富6674-4	民間	0994-65-2533	○	○	○	○		○	10	福祉

×：床上浸水

△：床上浸水（2F避難可能）

○：浸水しない

(2) 指定緊急避難場所

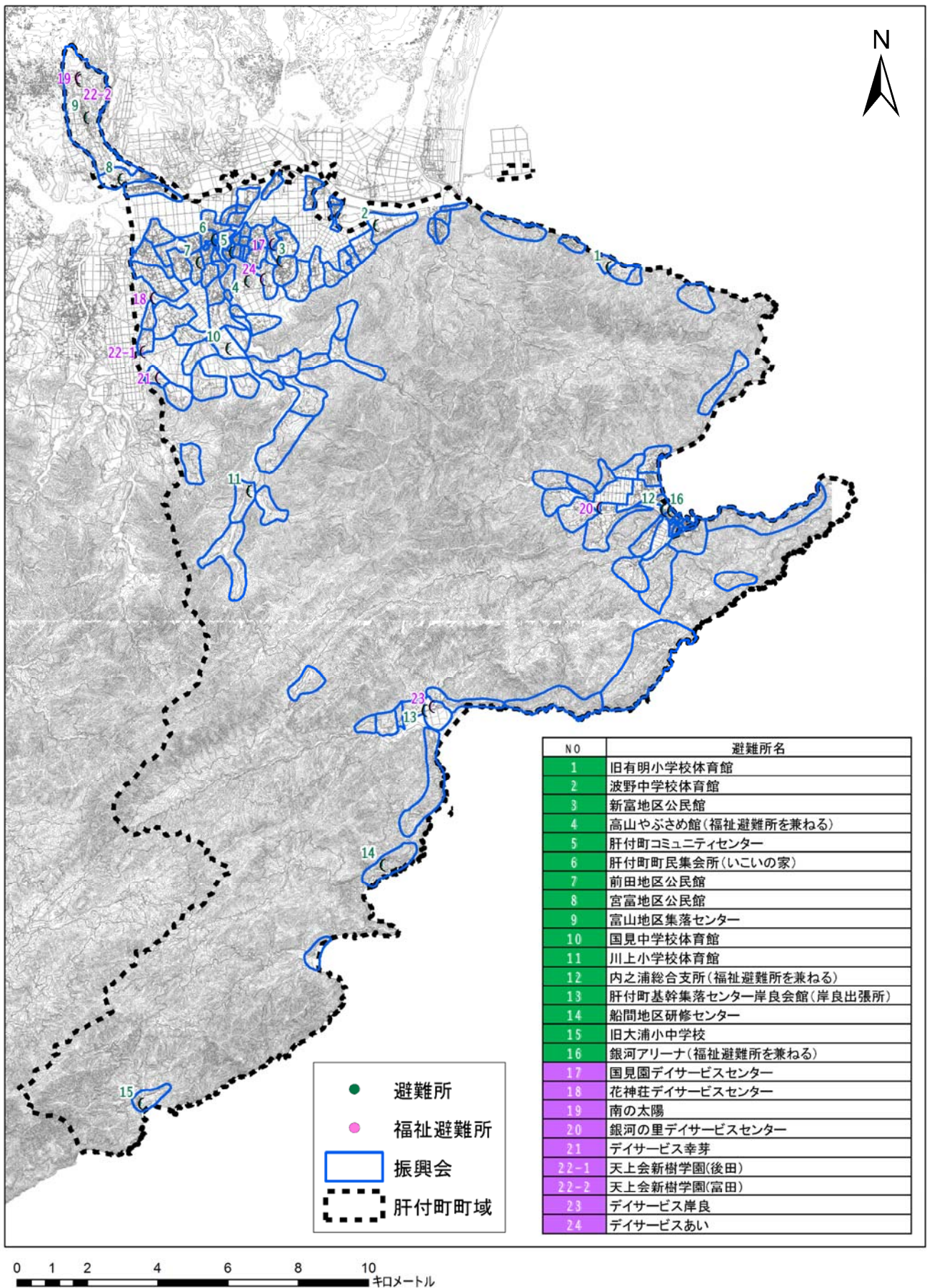
番号	施設名	住所	管理者	電話番号	対象となる異常な現象の種類				指定避難所との重複	収容可能人員 (2㎡/人) (人)	備考
					浸水	土砂	地震	津波			
1	新富地区公民館	新富4048-1	教育長	0994-65-2339	○	○	○	○	重複	147	
2	肝付町コミュニティセンター	新富98	町長	0994-65-2511	△	○	○	○	重複	341	
3	前田地区公民館	前田3984-1	教育長	0994-65-1876	○	○	○	○	重複	121	
4	宮富地区公民館	宮下1634	教育長	0994-65-3995	○	○	○	○	重複	116	
5	内之浦総合支所	南方2643	町長	0994-67-2111	○	○	○	×	重複	862	
6	肝付町基幹集落センター岸良会館 (岸良出張所)	岸良482-1	町長	0994-68-2001	○	○	×	○	重複	217	

×：床上浸水

△：床上浸水（2F避難可能）

○：浸水しない

避難所配置図



4. 応援協定等

大隅肝属地区消防相互応援協定書

(平成18年3月15日)

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、大隅肝属地区消防組合管内の鹿屋市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町(以下「関係市町」という。)とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害等で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請をまたずに出場する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出場する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び状況
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領(誘導員配置)場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出場した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障

のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

記名

- 2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出場人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

- 第7条 大隅肝属地区消防組合の消防長及び所轄消防署長並びに受援市町の消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

- 第8条 応援隊の指揮は、大隅肝属地区消防組合の消防長又は所轄消防署長、分署長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

- 第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 消防団の機械器具が破損した場合は、応援側の負担とする。
 - (2) 応援における団員の諸手当及び被服の損料は、応援側の負担とする。
 - (3) 応援が長時間にわたり食糧を必要とする場合は、受援側の負担とする。
 - (4) 応援事務に要した消耗品及び器材の消耗は、応援側の負担とする。ただし、受援地における補給に要した消耗品等は、受援側の負担とする。
 - (5) 応援隊が災害出動中に受援側管轄外の建築物、その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、応援側の負担とする。
 - (6) 応援隊が災害出動中に受援側管轄内の建築物、その他の物件を損壊したとき、これに要する補償費は、受援側の負担とする。
- 2 応援した団員が当該業務中に死傷又は疫病にかかった場合の災害補償等の事務手続は、応援側で行うものとする。
- 3 応援隊が災害活動中に人畜に危害を与えた場合は、市町間協議のうえこれに要する経費を負担する。

(改廃)

- 第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

- 第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、大隅肝属地区消防組合の消防長及び関係市町の消防団長が協議のうえ定める。

以上のとおり、この協定書の締結を証するため、本書5通を作成し、協定市町長が

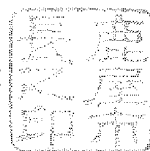
記名押印のうえ各1通を保管する。

平成18年3月15日

鹿屋市共栄町20番1号



鹿屋市長 山下 栄



肝属郡東串良町川西1, 543番地



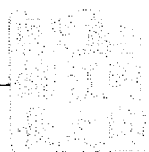
東串良町長 奥園拓夫



肝属郡錦江町城元963番地



錦江町長 野元良一



肝属郡南大隅町根占川北226番地



南大隅町長 税所篤朗



肝属郡肝付町新富98番地



肝付町長 倉岡哲哉



大隅肝属地区消防相互応援協定書に関する協議書

(平成18年3月15日)

火災・水害等の災害現場において、消防組合と非常備消防団は総合的、かつ効率的な活動を確保するため、大隅肝属地区消防相互応援協定に関して、次のような取扱いを行うことについて合意に達したので、関係者において協議書を締結する。

(応援の要請)

第1条 協定書第5条に基づき応援の要請は

- (1) 災害発生市町長が応援市町長に対し行うこととされているが、災害時等の現場において急を要し、かつ災害発生市町長と応援要請について協議するいとまがない場合は、災害現場の指揮者である消防組合の職員が直接応援市町長に対し、応援要請を行うことができるものとする。
- (2) 前号により組合職員が直接応援市町長に対し、応援要請を行った場合には、直ちにその旨を災害発生市町長及び消防長に対し、報告し承認を得るものとする。

平成18年3月15日

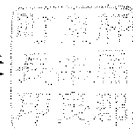
鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市長 山下 栄



肝属郡東串良町川西1, 543番地

東串良町長 奥園拓夫



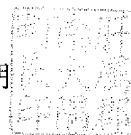
肝属郡錦江町城元963番地

錦江町長 野元良一



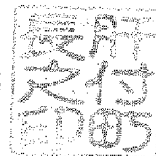
肝属郡南大隅町根占川北226番地

南大隅町長 税所篤朗



肝属郡肝付町新富98番地

肝付町長 倉岡哲哉



鹿屋市新川町800番地

大隅肝属地区消防組合
管理者 山下 栄



大隅肝属地区消防組合と鹿屋市及び肝属郡4町
の災害対策本部業務に関する覚書

(平成18年3月15日)

鹿屋市長及び肝属郡4町長(以下「甲」という。)と大隅肝属地区消防組合管理者山下栄(以下「乙」という。)との間において、鹿屋市及び肝属郡4町の災害対策本部の業務実施に関して、次のとおり覚書を交換する。

(災害対策業務への従事)

第1条 甲は、乙の職員を鹿屋市及び肝属郡4町の災害対策本部の本部員及び災害対策要員(以下「本部員等」という。)として、鹿屋市及び肝属郡4町の災害対策本部業務に従事させ、災害予防及び災害応急対策等防災行政の効果的運用を図るものとする。

(鹿屋市及び肝属郡4町職員への併任)

第2条 甲は、乙の職員を本部員等として、鹿屋市及び肝属郡4町の災害対策本部の業務に従事させるため、鹿屋市及び肝属郡4町の職員に併任するものとする。

(従事する業務)

第3条 乙の職員が、本部員等として従事する業務の内容は、甲の策定した鹿屋市及び肝属郡4町の地域防災計画によるものとする。

(費用等の負担区分)

第4条 乙の職員が、本部員等として、鹿屋市及び肝属郡4町の災害対策本部の業務に従事した場合の経費並びに公務災害による災害補償費は、乙において負担するものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定について、疑義が生じた事項又は定めのない事項その他この協定の実施に関し必要な事項は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

以上のとおりの覚書を交換した証として、関係者はそれぞれ署名押印のうえ各自1通を保存する。

平成18年3月15日

(甲) 鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市長 山下 栄



肝属郡東串良町川西1, 543番地

東串良町長 奥園拓夫



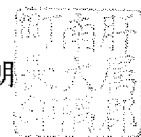
肝属郡錦江町城元963番地

錦江町長 野元良一



肝属郡南大隅町根占川北226番地

南大隅町長 税所篤朗



肝属郡肝付町新富98番地

肝付町長 倉岡哲哉



(乙) 鹿屋市新川町800番地

大隅肝属地区消防組合
管理者 山下 栄



大隅肝属地区消防組合と鹿屋市及び肝属郡4町の 消防無線に関する協定書

(平成18年3月15日)

昭和52年4月1日大隅肝属地区消防組合発足以来、鹿屋市及び肝属郡9町と消防組合は、大隅半島中南部地域を管轄として常備と非常備の両消防行政が一体となって消防業務を行い、地域住民の安寧秩序を保持し社会公共の福祉の増進に鋭意努力を重ねてきた。

この管内は、面積1,070km²、人口150,000人、山林71,000haと広大で、かつ台風や水害など自然災害の多発地域となっている。

このような地域において業務を遂行するに当っては、業務の特殊性から高度の緊急性と的確な判断に基づく迅速確実な行動が要求されている。

これに対処するため、今般管内の1市4町の消防団に消防無線(移動10基)を設置するが、今後の消防無線の適正な運営を図るため関係者において下記のとおり合意に達したので協定を締結する。

記

- 1 各市町に設置する無線の設置者は、各市町とその無線の周波数は、組合と同一とする。
- 2 無線機の設置及び維持管理は、各市町がその責を負うものとする。
- 3 無線の運用(交信など)については、組合が総括するものとし組合の指示に従うものとする。
- 4 無線の使用は、他団体との混信をさけるため大災害時などの非常時かつ緊急時に限るものとし、通常の業務には使用しないこと。
- 5 混信等無線の使用で支障が生じた場合は、直ちに交信を中止し組合の指示に従うこと。
- 6 上記以外において、無線業務に障害が生じた場合は、両者において速やかに協議すること。

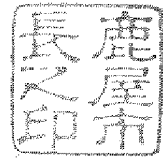
以上のとおりこの協定書を交換した証として、関係者はそれぞれ署名押印のうえ

各自1通を保存する。

平成18年3月15日

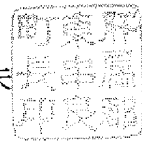
鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市長 山下 栄



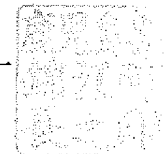
肝属郡東串良町川西1, 543番地

東串良町長 奥園拓夫



肝属郡錦江町城元963番地

錦江町長 野元良一



肝属郡南大隅町根占川北226番地

南大隅町長 税所篤朗



肝属郡肝付町新富98番地

肝付町長 倉岡哲哉



鹿屋市新川町800番地

大隅肝属地区消防組合
管理者 山下 栄



大規模災害による警察庁舎倒壊時における代替施設としての使用に関する覚書

高山警察署長野角忠男の依頼に対し、高山町長有留愛次郎は次のとおり合意した。

- 1 高山警察署が大規模災害により倒壊するなどその機能を完全に停止した場合において、高山町役場もしくは高山町文化センターは倒壊を免れた場合、代替施設として「高山町役場」もしくは「高山町文化センター」を使用することに合意する。
- 2 この覚書における大規模災害とは、災害対策基本法に定める暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火その他の異常な自然現象による災害で、死傷者、行方不明者等被災者多数を伴うものをいう。

右合意の証として本書2通を作成し双方公印を押印のうえ、各1通宛を保有する。

平成8年2月26日

肝属郡高山町新富 4934 番地 1
高山警察署長 野 角 忠 男

肝属郡高山町新富 9 8 番地
高山町長 有 留 愛次郎

銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定

銀河連邦を構成する岩手県大船渡市、秋田県能代市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町及び北海道大樹町（以下「銀河連邦市町」という。）は、相互の行政域において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害が発生した場合において、被災自治体の要請にこたえ、応援対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応援復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 地元企業・団体等への被災地支援の呼び掛け
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続き）

第 2 条 応援を要請する銀河連邦市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された銀河連邦市町は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した銀河連邦市町の負担とする。ただし、銀河連邦市町間の協議によっては、この限りではない。

- 2 応援を要請した銀河連邦市町が、前項に規定する経費を支出するいとまがなく、かつ、応援を要請した銀河連邦市町から申し出があった場合には、応援を要請された銀河連邦市町は、一時、立替支出するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 銀河連邦市町は、第 2 条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実、かつ、円滑に行うために、防災担当課長等をもって、連絡責任者に充てるものとする。

（体制の整備）

第 6 条 銀河連邦市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努め

るものとする。

(その他)

第 7 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、銀河連邦市町相互で協議して定めるものとする。

(適用)

第 8 条 この協定は、平成 8 年 2 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書 5 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 2 月 1 日（平成 22 年 4 月 1 日改正）

岩手県大船渡市長

秋田県能代市長

神奈川県相模原市長

長野県佐久市長

鹿児島県肝付町長

北海道大樹町長

大規模災害における応急対策に関する協定書

肝付町（以下「甲」という。）と肝付町建設業安全技術防災協力会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又は、その恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応援対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応援対策に係わる業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び同法第42条の規定により作成された肝付町地域防災計画に基づき、肝付町災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で乙の協力が必要と認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対し、協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の被害状況の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共土木施設からの障害物除去及び応急の復旧
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費の内、(2)及び(3)については、甲が負担するものとし、(1)については、甲は負担しないものとする。

（協力の効力）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間終了の日の30日までに甲又は、乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議をして定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成19年5月14日

甲 肝付町長 倉岡哲哉

乙 肝付町建設業安全技術防災協力会
会長 渡口重則

鹿児島県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という）第39条の規程に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域の区分及び代表消防機関)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任する。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任する。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火災爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特赦な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(応援隊の登録)

第4条 各市町村は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができる。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等の発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が所有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

- (1) 第1要請…隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規程により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請…第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等

- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項
- 4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合であつては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあつては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。
- 3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条の規程に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

- (1) 応援側市町村等の負担する費用
 - ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
 - イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
 - ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
 - エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用
- (2) 要請側市町村等の負担する費用
 - ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
 - イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
 - ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用
- (3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用
 - ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
 - イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
 - ウ 協定に定めのない経費
- 2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村に有つてはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1項に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあつせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下の掲げる施設等の提供
 - ア 被災者の一時収容のための施設
 - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 全3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
 - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあつせん
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
 - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
 - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
 - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 第2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合は、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
- (3) 被災状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請することができるものとする。

(県支部等の応援要請)

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

- 2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援

要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

(自主応援)

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

(職員の公務災害補償)

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

(補則)

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定める。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年6月27日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写しを保管するものとする。

平成19年6月27日

鹿児島県知事	伊 藤 祐 一 郎
鹿児島県市長会会長	森 博 幸
鹿児島県町村会会長	井 上 章 三

災害時における緊急放送の要請に関する協定書

肝付町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人きもつきコミュニティ放送（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第 57 条及び大規模地震対策処置法第 20 条の規定に基づき、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時に町民への迅速かつ正確な情報がつたわるように、甲が乙に災害緊急放送を要請するときの手続きを定めるものとする。

（放送の要請）

第 2 条 甲は、災害による被害を防止し、又は応急対策を実施する上で放送による通信、伝達が有効な手段と考える場合には、乙に対し放送を要請するものとする。

（要請の基準）

第 3 条 甲が乙に対し放送を要請する時は、おおむね次の基準により行うものとする。

- (1) 台風等により、気象警報が発せられ、町民に災害に対する備えが必要と思われる場合。
- (2) 大規模地震の警戒宣言が発せられた場合。
- (3) 災害の軽減のため、町民及び職員に対し、防災情報の伝達が必要と思われる場合。

（要請の手続き）

第 4 条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、別紙「様式-1」により要請するものとする。なお、要請は原則としてファクシミリで行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第 5 条 乙は甲から要請された事項に関し、その内容を甲に確認した上で、形式、内容、時刻及び通信系統を自主的に決定して放送するものとする。

（連絡責任者）

第 6 条 この協定に関し、甲乙間の連絡責任者は、甲においては肝付町総務課長、乙においては放送局長とする。

（雑則）

第 7 条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、甲、乙が誠意をもって協議し決定する。

（施行期間）

第 8 条 この協定の効力は、協定締結の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期限の満 1 ヶ月前までに甲または乙から意義申し立てが内場合は、引き続き 1 年間を延長するものとし、以後も同様とする。

平成 19 年 7 月 1 日

(甲) 鹿児島県肝付町新富 98 番地
肝付町長 倉 岡 哲 哉

(乙) 鹿児島県肝付町新富 6 2 5 番地 3
特定非営利活動法人きもつきコミュニティ放送
理事長 渡 口 旦

別紙「様式－１」

平成 年 月 日

様

肝付町長

緊急放送要請について（依頼）

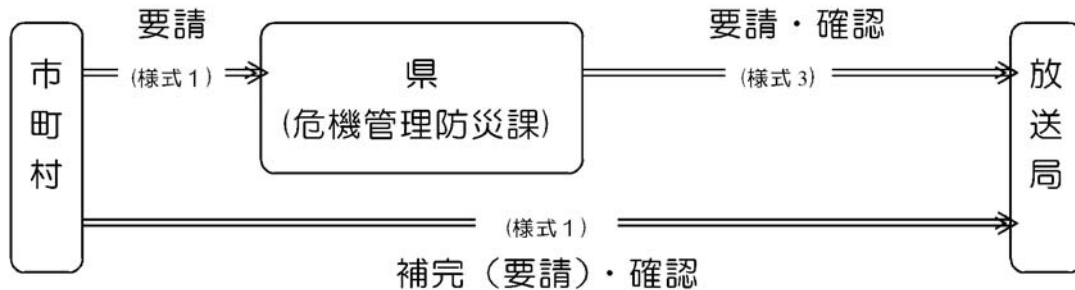
上記について、「災害時における緊急放送の要請に関する協定書」に基づき下記のとおり放送をお願いします。

記

放送要請の理由	
放送の内容	
希望する放送の日時	
その他必要な事項	

災害時における放送要請等について

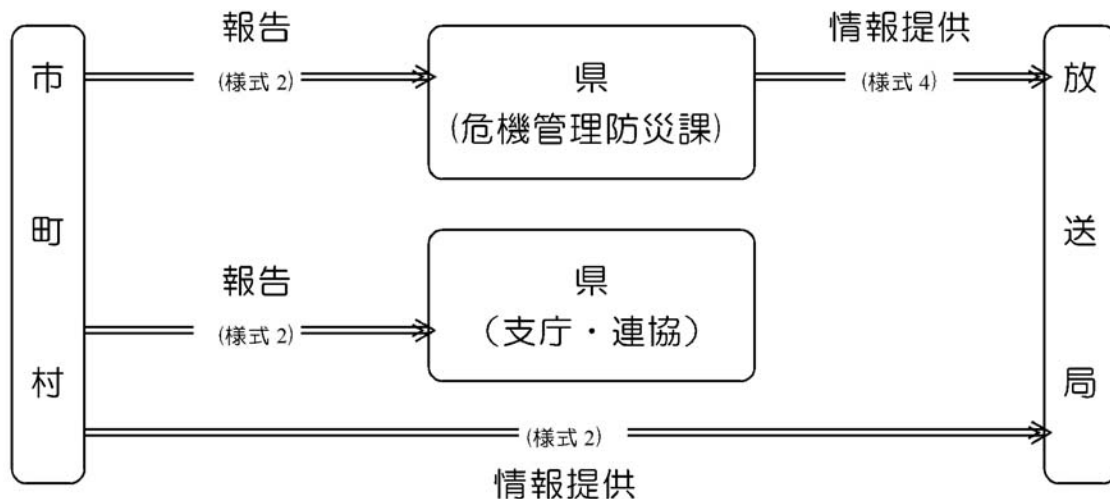
1 「災害時における放送要請に関する協定」に基づく要請



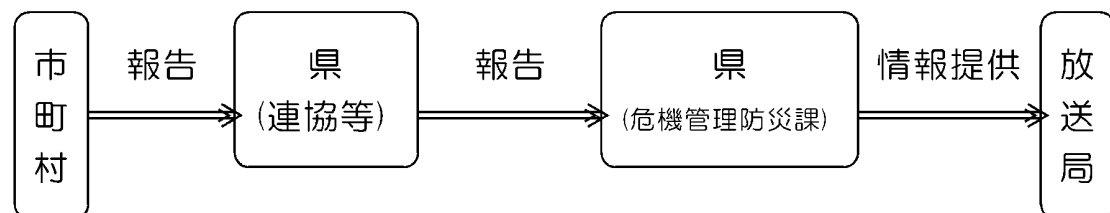
※ 放送協定に基づく放送要請については、災害対策基本法第57条の解釈により、「災害の発生が時間的に迫っていて、自治体ができる通信機能がすべてまひしたような場合」に行う（原則 FAX）こととされている。これに該当しない場合の、放送機関への災害情報の提供の方法については、2を参考のこと。

2 災害情報の提供

(1) 避難勧告等で緊急性が高く、住民への周知が必要な情報



(2) その他の災害情報



3 災害時における放送要請等連絡先

平成 18 年 7 月 13 日現在

関係放送機関名	電話番号1	電話番号2	FAX番号
NHK	099-259-4121	099-254-1503	099-253-0705
MBC	099-254-7117	099-255-1261	099-259-0200
KTS	099-253-6817	099-285-8804	099-254-5602
KKB	099-257-5786	099-257-5803	099-257-5762
KYT	099-285-5513	099-285-5501	099-285-5503
FM鹿児島	099-227-0722	080-5288-0798	099-239-1131

重 要	災害時放送要請協定関係	第1報
-----	-------------	-----

要請理由	通信途絶により、住民に直接の呼びかけができないため (〇〇地区では防災行政無線が被災しており、伝達できない。)
------	--

避難勧告等発令情報

肝付町

送付日時： 〇月〇日 〇時〇分

- 1 避難情報の別
- | | |
|-------|--------|
| () | 避難指示 |
| (〇) | 避難勧告 |
| () | 避難準備情報 |

2 発令時刻 〇時〇分

3 対象地域 △地区 ◎世帯 ◎名

← 複数箇所の場合は別紙作成

4 避難すべき理由
(例) 大雨により◎川支流△川では、今後、危険水位に到達する見込み。

- 5 その他避難行動に係る特記事項
- (例) ☐ 直ちに〇〇地区公民館に避難
☐ 浸水により△△道路は通行できない。
☐ 避難先の電話番号 ※※-※※-※※

発信者氏名 肝付町 総務課長 〇〇〇〇
電 話 0994-65-2511
F A X 0994-65-2511

報道各社着信確認 (※ 行政側使用欄)

NHK	MBC	KTS	KKB	KYT	FM鹿児島

※放送各社の担当者名を記載

様式1 (市町村→県・関係放送各社)

重 要	災害時放送要請協定関係	第 報
-----	-------------	-----

要請理由	
------	--

避難勧告等発令情報

肝付町

送付日時：

- 1 避難情報の別
- | | |
|-----|--------|
| () | 避難指示 |
| () | 避難勧告 |
| () | 避難準備情報 |

2 発令時刻 時 分

3 対象地域 地区 世帯 名



4 避難すべき理由

5 その他避難行動に係る特記事項

- (例 ☐
☐
☐

発信者氏名

電 話 — —

F A X — —

報道各社着信確認 (※ 行政側使用欄)

NHK	MBC	KTS	KKB	KYT	FM鹿児島

※放送各社の担当者名を記載

様式2 (市町村→県・関係放送各社)

避難勧告等発令情報 (第 報)

(市町村名) 肝 付 町

送付日時: 月 日 時 分

- 1 避難情報の別
() 避難指示
() 避難勧告
() 避難準備情報

2 発令時刻 時 分

3 対象地域 地区 世帯 名

4 避難すべき理由

5 その他避難行動に係る特記事項

(例 ☐
☐
☐

発信者氏名

電 話 — —

F A X — —

別紙

肝付町

発令時刻	地区名	世帯数	住民数	避難先	避難先 電話番号	備 考

(様式2)

肝付総第
平成 年 月 号
日

鹿児島県知事 殿

肝付町長

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の状況及び自衛隊の災害派遣が必要な事由

(1) 災害の状況

(2) 自衛隊の災害派遣が必要な事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

(様式 4)

肝付総第
平成 年 月 号
日

鹿児島県知事 殿

肝付町長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

平成 年 月 日付け肝付総第 号で要請したことについては、下記のとおり
派遣部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

災害時における物資供給に関する協定書

肝付町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 鹿児島県肝属郡肝付町新富98
肝付町
肝付町長 永 野 和 行

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

肝付町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と肝付町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 77 条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設は除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第 1 条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- (1) 施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第 2 条 肝付町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、九州地方整備局と肝付町は相互に連絡するものとする。なお、町長の要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を肝付町に派遣し、情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第 3 条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第 4 条 町長は、肝付町内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局大隅河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－ 1 の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長から指示を受けた肝付町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－ 2 の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第 5 条 肝付町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－ 3 の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡をとることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第 6 条 第 1 条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 災害初動時に第 1 条 (1)、(2) 及び (3) の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として肝付町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
- ④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置や災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と肝付町総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と町長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実施責任者は、九州地方整備局に置いては企画部防災課長、肝付町においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年9月20日から適用する。

平成23年9月20日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

中 嶋 章 雅

鹿児島県肝属郡肝付町新富98番地

肝付町長

永 野 和 行

別紙－ 1

文 書 番 号
平 成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

肝付町長

大規模な災害時の応援について（要請）

「肝付町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

1 期 間

2 場 所

3 要請内容

4 その他

別紙－ 2

文 書 番 号
平 成 年 月 日

肝付町長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあったことについては、「肝付町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

1 期 間

2 場 所

3 要請内容

4 その他

別紙－3

文 書 番 号
平 成 年 月 日

肝付町長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「肝付町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

1 期 間

2 場 所

3 要請内容

4 その他

5. 災害危険地域・箇所等

山崩れ危険箇所

番号	場所	危険度	備考
1	尾牟礼	B	川上分団
2	岩屋上	B	川上分団
3	山田平	B	本城分団
4	本城上	B	本城分団
5	永 野	C	後田分団
6	寺之上	B	本城分団
7	荒 瀬	C	波見分団
8	波見下	C	波見分団

内之浦地区

番号	場所	危険度	備考
1	南方小野	A	9戸 危険対象雨量100mm 近所住宅
2	南方長坪	A	5戸 危険対象雨量100mm 近所住宅
3	岸良船間	A	5戸 危険対象雨量100mm 近所住宅

山地災害危険地区

	番号	地区区分	地区名	人家戸数	危険度	治山事業 進捗状況	保安林の 有無	位置			
								郡	市町村	大字	字
1	483-0001	山腹崩壊危険地区	大迫	10	A	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	大迫
2	483-0002	山腹崩壊危険地区	船間	8	C	無	無	肝属郡	肝付町	岸良	船間
3	483-0003	山腹崩壊危険地区	荒田	4	B	一部既成	無	肝属郡	肝付町	岸良	荒田
4	483-0004	山腹崩壊危険地区	荒田	5	B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	荒田
5	483-0005	山腹崩壊危険地区	増当		B	未成	有	肝属郡	肝付町	船木	増当
6	483-0006	山腹崩壊危険地区	上垂水	2	C	一部既成	有	肝属郡	肝付町	北方	上垂水
7	483-0007	山腹崩壊危険地区	天神	5	A	無	有	肝属郡	肝付町	北方	天神
8	483-0008	山腹崩壊危険地区	塩入	5	A	無	無	肝属郡	肝付町	北方	塩入
9	483-0009	山腹崩壊危険地区	平牟田	10	A	無	無	肝属郡	肝付町	北方	平牟田
10	483-0010	山腹崩壊危険地区	津房	45	A	無	無	肝属郡	肝付町	北方	津房
11	483-0011	山腹崩壊危険地区	馬込	7	A	無	無	肝属郡	肝付町	北方	馬込
12	483-0012	山腹崩壊危険地区	神ノ田	10	A	未成	無	肝属郡	肝付町	北方	神ノ田
13	483-0013	山腹崩壊危険地区	前ヶ平	2	C	一部既成	有	肝属郡	肝付町	北方	前ヶ平
14	483-0014	山腹崩壊危険地区	西ノ迫	10	A	一部既成	有	肝属郡	肝付町	北方	西ノ迫
15	483-0015	山腹崩壊危険地区	坂元	19	A	無	無	肝属郡	肝付町	北方	坂元
16	483-0016	山腹崩壊危険地区	五橋	20	A	一部既成	有	肝属郡	肝付町	南方	五橋
17	483-0017	山腹崩壊危険地区	大平見	50	A	未成	無	肝属郡	肝付町	南方	大平見
18	483-0018	山腹崩壊危険地区	港山添	6	A	一部既成	有	肝属郡	肝付町	南方	港山添
19	483-0019	山腹崩壊危険地区	平岩	5	A	未成	無	肝属郡	肝付町	南方	平岩
20	483-0020	山腹崩壊危険地区	鍋ヶ浦	3	C	無	無	肝属郡	肝付町	南方	鍋ヶ浦
21	483-0021	山腹崩壊危険地区	白木	22	A	無	無	肝属郡	肝付町	南方	白木

山地災害危険地区

	番号	地区区分	地区名	人家戸数	危険度	治山事業 進捗状況	保安林の 有無	位置			
								郡	市町村	大字	字
22	483-0022	山腹崩壊危険地区	増当		B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	増当
23	483-0023	山腹崩壊危険地区	倉	23	A	無	無	肝属郡	肝付町	南方	倉
24	483-0024	山腹崩壊危険地区	一ノ口	12	A	一部既成	有	肝属郡	肝付町	南方	一ノ口
25	483-0025	山腹崩壊危険地区	吉重	6	A	一部既成	有	肝属郡	肝付町	南方	吉重
26	483-0026	山腹崩壊危険地区	磯道	2	C	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	磯道
27	483-0027	山腹崩壊危険地区	吉重		C	一部既成	有	肝属郡	肝付町	南方	吉重
28	483-0028	山腹崩壊危険地区	長坪	9	A	無	無	肝属郡	肝付町	南方	長坪
29	483-0029	山腹崩壊危険地区	宮原	6	C	無	無	肝属郡	肝付町	岸良	宮原
30	483-0030	山腹崩壊危険地区	港	9	C	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	港
31	483-0031	山腹崩壊危険地区	増当	1	C	無	無	肝属郡	肝付町	岸良	増当
32	483-0032	山腹崩壊危険地区	下崩	3	C	無	無	肝属郡	肝付町	岸良	下崩
33	483-0033	山腹崩壊危険地区	辺塚	5	C	無	無	肝属郡	肝付町	岸良	辺塚
34	483-0034	山腹崩壊危険地区	大浦	3	C	一部既成	無	肝属郡	肝付町	岸良	大浦
35	483-0035	山腹崩壊危険地区	大浦	12	B	一部既成	無	肝属郡	肝付町	岸良	大浦
36	483-0036	山腹崩壊危険地区	山添		C	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	山添
37	483-0037	山腹崩壊危険地区	銭亀塚	7	A	無	無	肝属郡	肝付町	北方	銭亀塚
38	483-0038	山腹崩壊危険地区	安ノ元	10	A	一部既成	無	肝属郡	肝付町	南方	安ノ元
39	483-0039	山腹崩壊危険地区	港山添	12	A	一部既成	有	肝属郡	肝付町	南方	港山添
40	483-0040	山腹崩壊危険地区	大迫	10	A	未成	無	肝属郡	肝付町	岸良	大迫
41	483-0041	山腹崩壊危険地区	山川原	20	A	未成	無	肝属郡	肝付町	岸良	山川原
42	483-0042	山腹崩壊危険地区	宮原	1	B	無	無	肝属郡	肝付町	南方	宮原

山地災害危険地区

	番号	地区区分	地区名	人家戸数	危険度	治山事業 進捗状況	保安林の 有無	位 置			
								郡	市町村	大字	字
43	483-0043	山腹崩壊危険地区	芳原	8	B	一部既成	無	肝属郡	肝付町	北方	芳原
44	483-0044	山腹崩壊危険地区	平岩		C	一部既成	無	肝属郡	肝付町	南方	平岩
45	483-0045	山腹崩壊危険地区	尾方前	1	B	一部既成	無	肝属郡	肝付町	南方	尾方前
46	483-0046	山腹崩壊危険地区						肝属郡	肝付町	岸良	荒田
47	483-0047	山腹崩壊危険地区						肝属郡	肝付町	岸良	小山田中
48	484-0001	山腹崩壊危険地区	前迫					肝属郡	肝付町	富山	前迫
49	484-0002	山腹崩壊危険地区	中道					肝属郡	肝付町	富山	中道
50	484-0003	山腹崩壊危険地区	辻					肝属郡	肝付町	新富	辻
51	484-0004	山腹崩壊危険地区	牧原					肝属郡	肝付町	富山	牧原
52	484-0005	山腹崩壊危険地区	下牧					肝属郡	肝付町	富山	下牧
53	484-0006	山腹崩壊危険地区	浦町					肝属郡	肝付町	波見	浦町
54	484-0007	山腹崩壊危険地区	今市牧					肝属郡	肝付町	富山	今市牧
55	484-0008	山腹崩壊危険地区	宮上					肝属郡	肝付町	宮下	宮上
56	484-0009	山腹崩壊危険地区	堂園					肝属郡	肝付町	前田	堂園
57	484-0010	山腹崩壊危険地区	中原下					肝属郡	肝付町	後田	中原下
58	484-0011	山腹崩壊危険地区	長能寺					肝属郡	肝付町	前田	長能寺
59	484-0012	山腹崩壊危険地区	西方寺					肝属郡	肝付町	新富	牧原
60	484-0013	山腹崩壊危険地区	深田					肝属郡	肝付町	新富	深田
61	484-0014	山腹崩壊危険地区	城山付					肝属郡	肝付町	新富	城山付
62	484-0015	山腹崩壊危険地区	神中市川原					肝属郡	肝付町	新富	神中市川原
63	484-0016	山腹崩壊危険地区	東迫					肝属郡	肝付町	新富	東迫

山地災害危険地区

	番号	地区区分	地区名	人家戸数	危険度	治山事業 進捗状況	保安林の 有無	位置		
								郡	市町村	大字
64	484-0017	山腹崩壊危険地区	平後園					肝属郡	肝付町	波見
65	484-0018	山腹崩壊危険地区	平後園					肝属郡	肝付町	波見
66	484-0019	山腹崩壊危険地区	轟					肝属郡	肝付町	轟
67	484-0020	山腹崩壊危険地区	波見下					肝属郡	肝付町	波見下
68	484-0021	山腹崩壊危険地区	若木ヶ平					肝属郡	肝付町	若木ヶ平
69	484-0022	山腹崩壊危険地区	スズレ石					肝属郡	肝付町	スズレ石
70	484-0023	山腹崩壊危険地区	東風泊					肝属郡	肝付町	東風泊
71	484-0024	山腹崩壊危険地区	神之市					肝属郡	肝付町	神之市
72	484-0025	山腹崩壊危険地区	和田ヶ瀬					肝属郡	肝付町	和田ヶ瀬
73	484-0026	山腹崩壊危険地区	田布尾					肝属郡	肝付町	田布尾
74	484-0027	山腹崩壊危険地区	川路山					肝属郡	肝付町	川路山
75	484-0028	山腹崩壊危険地区	田布尾					肝属郡	肝付町	田布尾
76	484-0029	山腹崩壊危険地区	前迫					肝属郡	肝付町	前迫
77	484-0030	山腹崩壊危険地区	東道中					肝属郡	肝付町	東道中
78	484-0031	山腹崩壊危険地区	内園					肝属郡	肝付町	内園
79	484-0032	山腹崩壊危険地区	染木					肝属郡	肝付町	染木
80	484-0033	山腹崩壊危険地区	永和田					肝属郡	肝付町	永和田
81	484-0034	山腹崩壊危険地区	小倉三角					肝属郡	肝付町	小倉三角
82	484-0035	山腹崩壊危険地区	中原下					肝属郡	肝付町	中原下
83	484-0036	山腹崩壊危険地区	中原下					肝属郡	肝付町	中原下
84	484-0037	山腹崩壊危険地区	寺山					肝属郡	肝付町	寺山

山地災害危険地区

	番号	地区区分	地区名	人家戸数	危険度	治山事業 進捗状況	保安林の 有無	位置			
								郡	市町村	大字	字
85	484-0038	山腹崩壊危険地区	中石之脇					肝属郡	肝付町	後田	中石之脇
86	484-0039	山腹崩壊危険地区	東尾牟礼					肝属郡	肝付町	後田	東尾牟礼
87	484-0040	山腹崩壊危険地区	岩屋道添					肝属郡	肝付町	後田	岩屋道添
88	484-0041	山腹崩壊危険地区	岩屋					肝属郡	肝付町	後田	岩屋
89	484-0042	山腹崩壊危険地区	平木場					肝属郡	肝付町	後田	平木場
90	484-0043	山腹崩壊危険地区	片野					肝属郡	肝付町	後田	片野
91	484-0044	山腹崩壊危険地区	上大平					肝属郡	肝付町	後田	上大平
92	484-0045	山腹崩壊危険地区	川路山					肝属郡	肝付町	新富	川路山
93	484-0046	山腹崩壊危険地区	柳井谷					肝属郡	肝付町	波見	柳井谷
94	484-0047	山腹崩壊危険地区	内園					肝属郡	肝付町	後田	内園
95	484-0048	山腹崩壊危険地区	宮木					肝属郡	肝付町	後田	宮木
96	484-0049	山腹崩壊危険地区	中原下					肝属郡	肝付町	後田	中原下
97	484-0050	山腹崩壊危険地区	大窪					肝属郡	肝付町	後田	大窪
98	484-0051	山腹崩壊危険地区	片野					肝属郡	肝付町	後田	片野
99	484-0052	山腹崩壊危険地区	中牧					肝属郡	肝付町	後田	中牧
100	484-0053	山腹崩壊危険地区	坂上					肝属郡	肝付町	富山	坂上
101	484-0054	山腹崩壊危険地区	前畑					肝属郡	肝付町	富山	前畑
102	484-0055	山腹崩壊危険地区	前					肝属郡	肝付町	宮下	前
103	484-0056	山腹崩壊危険地区	論地					肝属郡	肝付町	後田	論地
104	484-0057	山腹崩壊危険地区	片野					肝属郡	肝付町	後田	片野
105	484-0058	山腹崩壊危険地区						肝属郡	肝付町	前田	和泉田

山地災害危険地区

	番号	地区区分	地区名	人家戸数	危険度	治山事業 進捗状況	保安林の 有無	位 置			
								郡	市町村	大字	字
106	484-0059	山腹崩壊危険地区						肝属郡	肝付町	後田	小牟田頭
107	484-0060	山腹崩壊危険地区						肝属郡	肝付町	前田	銭神尾
108	484-0061	山腹崩壊危険地区						肝属郡	肝付町	後田	大窪
109	484-0062	山腹崩壊危険地区						肝属郡	肝付町	新富	脇田之上
110	484-0063	山腹崩壊危険地区	福崎					肝属郡	肝付町	新富	福崎
111	484-0064	山腹崩壊危険地区	西永野					肝属郡	肝付町	後田	西永野
112	484-0065	山腹崩壊危険地区	本城中					肝属郡	肝付町	後田	本城中
113	484-0066	山腹崩壊危険地区	長能寺Ⅰ					肝属郡	肝付町	前田	長能寺
114	484-0067	山腹崩壊危険地区	長能寺Ⅱ					肝属郡	肝付町	前田	長能寺
115	484-0068	山腹崩壊危険地区	飯ヶ谷					肝属郡	肝付町	波見	飯ヶ谷
116	484-0069	山腹崩壊危険地区	米山寺					肝属郡	肝付町	新富	米山寺
117	483-0001	崩土流出危険地区	姫門	6	B	無	有	肝属郡	肝付町	岸良	姫門
118	483-0002	崩土流出危険地区	岩瀬戸		B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	岩瀬戸
119	483-0003	崩土流出危険地区	岩瀬戸		B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	岩瀬戸
120	483-0004	崩土流出危険地区	大原	3	B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	大原
121	483-0005	崩土流出危険地区	下西	10	B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	下西
122	483-0006	崩土流出危険地区	牧		C	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	牧
123	483-0007	崩土流出危険地区	山神添		C	無	無	肝属郡	肝付町	北方	山神添
124	483-0008	崩土流出危険地区	平松	15	B	一部既成	無	肝属郡	肝付町	北方	平松
125	483-0009	崩土流出危険地区	尾方前	5	B	無	無	肝属郡	肝付町	南方	尾方前
126	483-0010	崩土流出危険地区	山川原	7	B	一部既成	無	肝属郡	肝付町	岸良	山川原

山地災害危険地区

	番号	地区区分	地区名	人家戸数	危険度	治山事業 進捗状況	保安林の 有無	位置			
								郡	市町村	大字	字
127	483-0011	崩土流出危険地区	港	13	B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	港
128	483-0012	崩土流出危険地区	脇ノ田	3	B	無	有	肝属郡	肝付町	北方	脇ノ田
129	483-0013	崩土流出危険地区	海蔵	4	B	未成	無	肝属郡	肝付町	北方	海蔵
130	483-0014	崩土流出危険地区	川頭	2	C	無	無	肝属郡	肝付町	北方	川頭
131	483-0015	崩土流出危険地区	上垂水	1	C	無	無	肝属郡	肝付町	北方	上垂水
132	483-0016	崩土流出危険地区	前々平	16	A	一部既成	有	肝属郡	肝付町	北方	前々平
133	483-0017	崩土流出危険地区	丸山	15	A	未成	無	肝属郡	肝付町	南方	丸山
134	483-0018	崩土流出危険地区	銭貫	20	B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	銭貫
135	483-0019	崩土流出危険地区	長坪	12	A	一部既成	無	肝属郡	肝付町	南方	長坪
136	483-0020	崩土流出危険地区	姫門	6	C	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	姫門
137	483-0021	崩土流出危険地区	岩瀬戸		B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	岩瀬戸
138	483-0022	崩土流出危険地区	下西	2	C	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	下西
139	483-0023	崩土流出危険地区	永石	5	C	無	無	肝属郡	肝付町	岸良	永石
140	483-0024	崩土流出危険地区	中丸	3	B	無	無	肝属郡	肝付町	岸良	中丸
141	483-0025	崩土流出危険地区	平木場	6	B	無	無	肝属郡	肝付町	岸良	平木場
142	483-0026	崩土流出危険地区	牧		C	未成	無	肝属郡	肝付町	岸良	牧
143	483-0027	崩土流出危険地区	牧	3	C	一部既成	無	肝属郡	肝付町	岸良	牧
144	483-0028	崩土流出危険地区	荒田	10	A	未成	有	肝属郡	肝付町	岸良	荒田
145	483-0029	崩土流出危険地区	荒田	8	B	一部既成	有	肝属郡	肝付町	岸良	荒田
146	483-0030	崩土流出危険地区	大浦	3	C	一部既成	無	肝属郡	肝付町	岸良	大浦
147	483-0031	崩土流出危険地区	尾ノ口	5	B	無	無	肝属郡	肝付町	岸良	尾ノ口

山地災害危険地区

	番号	地区区分	地区名	人家戸数	危険度	治山事業 進捗状況	保安林の 有無	位 置			
								郡	市町村	大字	字
148	483-0032	崩土流出危険地区	大原					肝属郡	肝付町	岸良	大原
149	484-0001	崩土流出危険地区	平後園					肝属郡	肝付町	波見	平後園
150	484-0002	崩土流出危険地区	平後園					肝属郡	肝付町	波見	平後園
151	484-0003	崩土流出危険地区	平後園					肝属郡	肝付町	波見	平後園
152	484-0004	崩土流出危険地区	字内					肝属郡	肝付町	野崎	字内
153	484-0005	崩土流出危険地区	向小場					肝属郡	肝付町	野崎	向小場
154	484-0006	崩土流出危険地区	荒瀬					肝属郡	肝付町	波見	荒瀬
155	484-0007	崩土流出危険地区	轟					肝属郡	肝付町	波見	轟
156	484-0008	崩土流出危険地区	柳井谷					肝属郡	肝付町	波見	柳井谷
157	484-0009	崩土流出危険地区	一松					肝属郡	肝付町	波見	一松
158	484-0010	崩土流出危険地区	上原					肝属郡	肝付町	野崎	上原
159	484-0011	崩土流出危険地区	新道					肝属郡	肝付町	野崎	新道
160	484-0012	崩土流出危険地区	安野					肝属郡	肝付町	野崎	安野
161	484-0013	崩土流出危険地区	染木					肝属郡	肝付町	後田	染木
162	484-0014	崩土流出危険地区	金山					肝属郡	肝付町	新富	金山
163	484-0015	崩土流出危険地区	寺ノ上					肝属郡	肝付町	新富	寺ノ上
164	484-0016	崩土流出危険地区	山田平					肝属郡	肝付町	後田	山田平
165	484-0017	崩土流出危険地区	大窪					肝属郡	肝付町	後田	大窪
166	484-0018	崩土流出危険地区	85-36					肝属郡	肝付町	後田	尾牟礼
167	484-0019	崩土流出危険地区	片野					肝属郡	肝付町	後田	片野
168	484-0020	崩土流出危険地区	吉直					肝属郡	肝付町	後田	吉直

山 地 災 害 危 険 地 区

	番号	地区区分	地区名	人家戸数	危険度	治山事業 進捗状況	保安林の 有無	位 置			
								郡	市町村	大字	字
169	484-0021	崩土流出危険地区	比谷					肝属郡	肝付町	後田	比谷
170	484-0022	崩土流出危険地区	大平					肝属郡	肝付町	後田	大平
171	484-0023	崩土流出危険地区	折生野					肝属郡	肝付町	後田	折生野
172	484-0024	崩土流出危険地区	岩屋					肝属郡	肝付町	後田	岩屋
173	484-0025	崩土流出危険地区	上大平					肝属郡	肝付町	後田	上大平
174	484-0026	崩土流出危険地区	立谷					肝属郡	肝付町	後田	立谷
175	484-0027	崩土流出危険地区	飯屋					肝属郡	肝付町	波見	飯屋
176	484-0028	崩土流出危険地区	飯屋					肝属郡	肝付町	波見	飯屋
177	484-0029	崩土流出危険地区	山下					肝属郡	肝付町	波見	山下
178	484-0030	崩土流出危険地区	飯ヶ谷					肝属郡	肝付町	波見	飯ヶ谷
179	484-0031	崩土流出危険地区	飯ヶ谷					肝属郡	肝付町	波見	飯ヶ谷
180	484-0032	崩土流出危険地区	花牟礼					肝属郡	肝付町	波見	花牟礼
181	484-0033	崩土流出危険地区	飯ヶ谷					肝属郡	肝付町	後田	飯ヶ谷
182	484-0034	崩土流出危険地区	江平					肝属郡	肝付町	北方	大竹原
183	484-0035	崩土流出危険地区	小田					肝属郡	肝付町	南方	上小丸

		土石流危険渓流			急傾斜地崩壊危険箇所												地すべり 危険箇所		合計
		I	II	III	I			II			III			合計					
					自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	計	自然	人工	
肝付町	高山地区	41	25	0	66	59	3	62	68	1	69	9	0	9	136	4	140	1	207
	内之浦地区	38	30	0	68	38	0	38	27	0	27	0	0	0	65	0	65	0	133
	合計	79	55	0	134	97	3	100	95	1	96	9	0	9	201	4	205	1	340

I は、人家5戸以上若しくは周辺に公共施設あり

II は、人家1戸以上5戸未満

土石流危険渓流Ⅰ

番号	渓流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積km ²	平均 深床・ 傾度	保全対象				避難場所	
								人口	人家 戸数	災害時 要援護者	公共施設	耕地面 積ha	
1	483 I -001	その他	久保田川	浜川(第1)	浜	0.06	17	14	6		448号線漁業協同組合	0	岸良出張所
2	483 I -002	その他	久保田川	浜の小川	浜	0.05	21	71	30		448号線	0	
3	483 I -003	久保田川	久保田川	大原の小川1	大原	0.09	19	16	7		岸良高山線	0.71	
4	483 I -004	久保田川	久保田川	神之園川	下西	0.3	17	14	6		岸良高山線	0.11	
5	483 I -005	久保田川	久保田川	西ノ川	下西	0.21	14	26	11		岸良高山線西青年会館	2.28	
6	483 I -006	久保田川	石踊川	本地の小川	本地	0.02	11	19	8		岸良小学校	1	
7	483 I -007	久保田川	小森川	小森川	小山田	4.22	11	96	41			2.7	
8	483 I -008	久保田川	小森川	東の小川	港	0.16	15	21	9		448号線	0.41	
9	483 I -009	その他	川口川支溪	川口川支溪2	川口	0.45	14	21	9		448号線	1.02	
10	483 I -010	その他	川口川支溪	川口川支溪1	川口	0.08	19	24	10			0	
11	483 I -011	その他	宮原川	宮原川	宮原	1.06	14	16	7		448号線	1.4	総合支所
12	483 I -012	その他	長坪川(第2)	長坪川(第2)	長坪	0.15	16	16	7			1.5	
13	483 I -013	その他	長坪川(第1)	長坪川(第1)	長坪	0.75	15	19	8			1.5	
14	483 I -014	その他	長坪川(第3)	長坪川(第3)	長坪	0.1	20	19	8			1.5	
15	483 I -015	その他	長坪の小川3	長坪の小川3	長坪	0.04	19	12	5			0.9	
16	483 I -016	その他	津代倉川	津代倉川	倉	0.08	18	19	8			0.32	
17	483 I -017	その他	津代白木川(第2)	津代白木川(第2)	白木	0.58	12	2	1		津代公民館	1.16	
18	483 I -018	その他	津代白木川(第1)	津代白木川(第1)	白木	0.24	21	33	14			0.4	
19	483 I -019	小野川	小野川	小野の小川2	小野	0.07	23	19	8			0.38	
20	483 I -020	小野川	小野川	小野川	小野	1.63	14	31	13			1.31	
21	483 I -021	小野川	小野川	小野の小川1	小野	0.05	9	16	7			0.08	
22	483 I -022	小田川	小田川	侍金川(第2)	上原	0.45	15	16	7		侍金公民館	0.09	
23	483 I -023	小田川	小田川	侍金川(第3)	上原	0.13	11	31	13			0.29	
24	483 I -024	小田川	小田川	大平見の小川	大平見	0.06	21	35	15		大平見公民館	0.86	
25	483 I -025	広瀬川	広瀬川	広瀬川	乙田	0.15	16	35	15			0.24	
26	483 I -026	広瀬川	広瀬川	乙田の小川2	乙田	0.14	16	28	12			0.52	
27	483 I -027	広瀬川	広瀬川	乙田の小川1	乙田	1.04	7	31	13		乙田公民館	5.37	
28	483 I -028	広瀬川	広瀬川	江平川	江平	0.43	14	35	15			1.08	
29	483 I -029	広瀬川	広瀬川	牧川	赤木屋	1.67	12	16	7			1.53	
30	483 I -030	広瀬川	広瀬川	馬込の小川1	馬込	0.33	6	45	19		神之川内之浦線	1.74	

土石流危険渓流Ⅰ

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積km ²	平均 深床・ 度	保全対象				避難場所
								人口	人家 戸数	災害時 要援護者	公共施設	
31	483Ⅰ-031	広瀬川	広瀬川	馬込の小川	馬込	0.2	15	33	14		神之川内之浦線	0.93
32	483Ⅰ-032	広瀬川	広瀬川	馬込の小川2	馬込	0.13	15	33	14		神之川内之浦線	0.97
33	483Ⅰ-033	広瀬川	広瀬川	坂元の小川2	坂元	0.18	10	16	7		神之川内之浦線	1.3
34	483Ⅰ-034	広瀬川	広瀬川	坂元の小川1	坂元	0.07	19	16	7		神之川内之浦線	1.11
35	483Ⅰ-035	広瀬川	津房川	坂元の小川	津房	0.04	24	16	7			2.03
36	483Ⅰ-036	広瀬川	津房川	津房川	津房	6.24	8	143	61		津房集会所	19.91
37	483Ⅰ-037	広瀬川	津房川	平牟田の小川	平牟田	0.92	17	26	11			6.14
38	483Ⅰ-038	その他	水尻川	水尻川	檜脇	3.82	7	19	8		448号線	0.04
39	484Ⅰ-001	その他	飯ヶ谷川支溪	飯ヶ谷川支溪	飯ヶ谷	0.17	19	15	6			1.63
40	484Ⅰ-002	その他	山下川	山下川	有明山下	1.11	18	30	12		448号線山下公民館	1.19
41	484Ⅰ-003	その他	飯屋の小川	飯屋の小川	東飯屋	0.3	17	30	12		448号線	2.87
42	484Ⅰ-004	その他	飯屋の小川	飯屋川	飯屋	1.9	14	15	6			1.43
43	484Ⅰ-005	その他	兔田川	兔田川	西飯屋	2.23	16	15	6		448号線	1.73
44	484Ⅰ-006	その他	一つ松川	一つ松川	一つ松	0.58	19	37	15		448号線一松公民館	1.54
45	484Ⅰ-007	その他	一つ松川支溪	一つ松川支溪	一つ松	0.05	21	15	6			0
46	484Ⅰ-008	その他	柳井谷川	柳井谷川	柳井谷	0.11	18	20	8		448号線	0.03
47	484Ⅰ-009	肝属川	荒瀬川	波見下の小川	波見下	0.27	16	62	25			0.66
48	484Ⅰ-010	肝属川	荒瀬川	轟の小川	轟	0.11	20	85	34		轟公民館鹿屋営林署波見担当区事務	0.33
49	484Ⅰ-011	肝属川	荒瀬川	西山第2小川	荒瀬	0.33	13	47	19			0.25
50	484Ⅰ-012	肝属川	荒瀬川	荒瀬の小川1	荒瀬	0.09	26	50	20			0.46
51	484Ⅰ-013	肝属川	荒瀬川	荒瀬の小川2	荒瀬	0.05	13	52	21		荒瀬公民館	0.78
52	484Ⅰ-014	肝属川	肝属川	平後園の小川1	平後園	0.17	9	22	9		高山吾平線	0.63
53	484Ⅰ-015	肝属川	肝属川	平後園第3小川	平後園	0.11	14	35	14		高山吾平線	0.73
54	484Ⅰ-016	肝属川	肝属川	平後園第2小川	平後園	0.05	17	32	13		高山吾平線平後園公民館	1.25
55	484Ⅰ-017	肝属川	肝属川	平後園第1小川	平後園	0.05	17	32	13		高山吾平線波野小学校	0.93
56	484Ⅰ-018	肝属川	和田川	和田川	和田	2.66	10	55	22			2.08
57	484Ⅰ-019	肝属川	波見川	大園第1小川2	東大園	0.34	14	82	33		高山吾平線東大園公民館	0.88
58	484Ⅰ-020	肝属川	波見川	大園第1小川1	西大園	0.1	15	115	46		高山吾平線西大園公民館	1.88
59	484Ⅰ-021	肝属川	波見川	上原の小川2	上原	0.07	10	30	12			0.91
60	484Ⅰ-022	肝属川	波見川	上原の小川1	塚崎	0.13	11	20	8			0.92

旧有明小学校
体育館

波野中学校
体育館

土石流危険渓流Ⅰ

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積km ²	平均 渓床・ 深度	保全対象					避難場所
								人口	人家 戸数	災害時 要援護者	公共施設	耕地面 積ha	
61	484Ⅰ-023	肝属川	波見川	塚崎の小川2	塚崎	0.03	12	12	5			0.68	新富地区 公民館
62	484Ⅰ-024	肝属川	波見川	花牟礼第2小川	花牟礼	0.05	13	15	6		花牟礼公民館	0.97	
63	484Ⅰ-025	肝属川	高山川	八幡寺の小川	八幡馬場	0.04	13	52	21			0.09	
64	484Ⅰ-026	肝属川	高山川	八幡馬場の小川	川添	0.02	17	17	7			0.71	
65	484Ⅰ-027	肝属川	高山川	麓の小川1	五社馬場	0.01	20	15	6			0.03	旧川上小学校 体育館
66	484Ⅰ-028	肝属川	本城川	本城上の小川1	本城上	0.32	14	20	8			2.06	
67	484Ⅰ-029	肝属川	高山川	荒平川	寺之上	1.22	18	10	4		寺之上公民館	0	
68	484Ⅰ-030	肝属川	的場川	的場川	石之脇	2.53	12	105	39		岸良高山線石之脇公民館	19.9	
69	484Ⅰ-031	肝属川	岩屋川	岩屋の小川	岩屋	0.13	18	15	6			0.59	国見中学校 体育館
70	484Ⅰ-032	肝属川	岩屋川	岩屋の小川1	岩屋	0.38	14	17	7			2.8	
71	484Ⅰ-033	肝属川	高山川	折尾野第2小川	折生野	0.1	18	17	7		岸良高山線折生野公民館	0.34	
72	484Ⅰ-034	肝属川	高山川	片野の小川	片野	0.14	12	22	9			0.3	
73	484Ⅰ-035	肝属川	境川	鳥越第3小川	鳥越	0.04	5	52	21			0	国見中学校 体育館
74	484Ⅰ-036	肝属川	境川	鳥越の小川	鳥越	0.02	16	35	14		鳥越集会所	0.15	
75	484Ⅰ-037	肝属川	境川	鳥越第2小川	鳥越	0.06	13	42	17			2.47	
76	484Ⅰ-038	肝属川	境川	鳥越第1小川	鳥越	0.03	9	22	9			1.88	
77	484Ⅰ-039	肝属川	境川	笠ヶ尾第3小川	鳥越	0.04	11	32	13		神之川内之浦線	1.56	
78	484Ⅰ-040	肝属川	境川	大牟礼川2	鳥越	0.03	24	25	10		神之川内之浦線	2.05	
79	484Ⅰ-041	肝属川	境川	大牟礼川1	笹ヶ尾	0.03	14	45	18		笹ヶ尾集会所神之川内之浦線	0.18	

土石流危険渓流Ⅱ

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積k㎡	平均溪床・度	保全対象				避難場所
								人口	戸数	公共施設	耕地面積ha	
1	483Ⅱ-001	その他	姫門川	姫門川	大浦	0.15	26	7	3		2.03	旧大浦 小中学校 船間地区 研修センター 岸良出張所
2	483Ⅱ-002	その他	大浦の小川	大浦の小川	大浦	0.11	19	7	3		2.83	
3	483Ⅱ-003	その他	五郎ヶ元の小川1	五郎ヶ元の小川1	五郎ヶ元	2.84	6	2	1		0	
4	483Ⅱ-004	その他	五郎ヶ元の小川2	五郎ヶ元の小川2	五郎ヶ元	0.65	9	2	1	448号線	0	
5	483Ⅱ-005	その他	船間の小川	船間の小川	船間	0.04	19	5	2	448号線	1.01	
6	483Ⅱ-006	その他	浜の小川	浜の小川	浜	0.33	14	2	1	448号線	0	
7	483Ⅱ-007	久保田川	姫門川	姫門の小川	姫門	0.27	16	5	2		1	
8	483Ⅱ-008	久保田川	久保田川	大原の小川2	大原	0.06	21	9	4	岸良高山線	1.02	総合支所
9	483Ⅱ-009	久保田川	久保田川	神之園川	上西	0.06	11	2	1	岸良高山線	0.16	
10	483Ⅱ-010	その他	宮原川	宮原の小川	宮原	0.08	13	5	2	448号線	1.98	
11	483Ⅱ-011	その他	長坪の小川2	長坪の小川2	長坪	0.21	9	9	4		1.25	
12	483Ⅱ-012	その他	長坪の小川1	長坪の小川1	長坪	0.08	16	7	3		1.25	
13	483Ⅱ-013	その他	川原瀬の小川	川原瀬の小川	川原瀬	0.12	18	7	3		0.06	
14	483Ⅱ-014	その他	小野川	小野の小川3	小野	0.02	21	9	4		0.01	
15	483Ⅱ-015	小田川	小田川	小田の小川2	小田	0.16	17	7	3		1.35	総合支所
16	483Ⅱ-016	小田川	小田川	小田の小川1	銭貫	0.14	17	7	3	448号線	3.24	
17	483Ⅱ-017	小田川	小田川	侍金川(第1)	上原	0.35	17	9	4		0.67	
18	483Ⅱ-018	小田川	小田川	上原の小川	上原	0.16	11	2	1		0.13	
19	483Ⅱ-019	小田川	小田川	吉重の小川	吉重	0.08	14	7	3		0.92	
20	483Ⅱ-020	広瀬川	乙田川	乙田の小川3	乙田	0.04	14	2	1		0.03	
21	483Ⅱ-021	広瀬川	広瀬川	江平の小川	江平	0.24	12	9	4		3.55	
22	483Ⅱ-022	広瀬川	広瀬川	赤木屋の小川1	赤木屋	0.1	11	5	2		1.43	
23	483Ⅱ-023	広瀬川	広瀬川	馬込の小川3	馬込	0.07	17	7	3		0.02	
24	483Ⅱ-024	その他	垂水の小川	垂水の小川	垂水	0.34	16	5	2		0.75	
25	483Ⅱ-025	その他	小串の小川	小串川	垂水	0.18	20	5	2		3.27	
26	483Ⅱ-026	その他	小串の小川	小串川の小川2	小串	0.4	18	5	2		3.3	
27	483Ⅱ-027	その他	小串の小川	小串川の小川1	小串	0.94	12	2	1		2.2	
28	483Ⅱ-028	その他	海蔵の小川3	海蔵の小川3	海蔵	0.09	17	2	1	448号線	0	
29	483Ⅱ-029	その他	海蔵の小川1	海蔵の小川1	海蔵	0.3	17	5	2		0.88	
30	483Ⅱ-030	その他	海蔵の小川2	海蔵の小川2	海蔵	0.09	17	2	1		0	

土石流危険渓流Ⅱ

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積 km ²	平均溪床・度	保全対象				避難場所
								人口	人家 戸数	公共施設	耕地面積 ha	
31	484Ⅱ-001	その他	飯ヶ谷川	飯ヶ谷川	飯ヶ谷	0.84	17	5	2		1.32	旧有明小学校 体育館
32	484Ⅱ-002	その他	一つ松の小川	一つ松の小川	一つ松	0.31	16	5	2	448号線	0	
33	484Ⅱ-003	その他	柳井谷の小川	柳井谷の小川	柳井谷	0.86	16	2	1	448号線	0.9	波野中学校 体育館
34	484Ⅱ-004	肝属川	肝属川	浦町の小川	浦町	0.09	29	5	2	448号線	0	
35	484Ⅱ-005	肝属川	波見川	上原の小川1	上原	0.02	9	5	2		1.15	
36	484Ⅱ-006	肝属川	波見川	塚崎の小川1	塚崎	0.14	16	5	2		0.45	
37	484Ⅱ-007	肝属川	高山川	花牟礼第1小川	花牟礼	0.19	15	7	3		0.15	新富地区 公民館 町コミセン
38	484Ⅱ-008	肝属川	高山川	麓の小川2	中麓	0.01	20	7	3		0	
39	484Ⅱ-009	肝属川	高山川	神之市の小川	神之市	0.07	6	2	1		0	
40	484Ⅱ-010	肝属川	高山川	下永山の小川1	下永山	0.05	15	7	3		0.67	
41	484Ⅱ-011	肝属川	高山川	下永山の小川	下永山	0.06	19	5	2		0	
42	484Ⅱ-012	肝属川	本城川	本城下の小川	本城下	0.1	9	7	3		0.46	
43	484Ⅱ-013	肝属川	本城川	本城上の小川2	本城上	0.14	11	10	4		2	国見中学校 体育館
44	484Ⅱ-014	肝属川	高山川	安田の小川	本城上	0.08	14	2	1		0	
45	484Ⅱ-015	肝属川	本城川	本城中の小川	本城中	0.02	11	7	3	神之川内之浦線	0.2	
46	484Ⅱ-016	肝属川	本城川	野坂川	本城上	6.04	14	2	1		0	
47	484Ⅱ-017	肝属川	高山川	山ノ神川	寺之上	0.34	9	7	3		0.12	
48	484Ⅱ-018	肝属川	高山川	尾牟礼の小川	尾牟礼	0.22	13	7	3	岸良高山線	4.47	
49	484Ⅱ-019	肝属川	尾牟礼川	尾牟礼川	尾牟礼	1.34	12	5	2	岸良高山線	1.3	
50	484Ⅱ-020	肝属川	岩屋川	岩屋川	岩屋	7.92	10	7	3		0	旧川上小学校 体育館
51	484Ⅱ-021	肝属川	高山川	折尾野第1小川	折生野	0.32	14	5	2	岸良高山線	0.27	
52	484Ⅱ-022	肝属川	高山川	湯ノ谷の支溪	折生野	0.67	12	2	1	岸良高山線	0.24	
53	484Ⅱ-023	肝属川	湯ノ谷川	湯ノ谷川	折生野	1.68	12	5	2	岸良高山線	0.15	
54	484Ⅱ-024	肝属川	高山川	大平の小川	折生野	0.36	10	10	4	折生野神野吾平線	0.97	
55	484Ⅱ-025	肝属川	境川	永野の小川	永野	0.11	12	7	3		0.97	国見中学校

急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ

番号	箇所番号	箇所名	住所	字	延長	傾斜 度	高さ	人家 戸数	公共の建物	公共施設			避難場所
										種類	数	種類	数
1	I 1 2094	馬込-1	肝付町内之浦	北方	180	30	35	5					
2	I 1 2095	馬込-2	肝付町内之浦	北方	150	30	11	6					
3	I 1 2096	馬込-3	肝付町内之浦	北方	300	40	48	8					
4	I 1 2099	坂元-3	肝付町内之浦	北方	360	30	43	8	公民館	町道	1		
5	I 1 2100	津房下	肝付町内之浦	北方	180	35	56	7					
6	I 1 2101	津房	肝付町内之浦	北方	140	30	42	42					
7	I 1 2102	津房上-1	肝付町内之浦	北方	170	35	46	7					
8	I 1 2106	南方下	肝付町内之浦	南方	310	30	60	7					
9	I 1 2107	南方上	肝付町内之浦	南方	300	30	60	8					
10	I 1 2108	平牟田	肝付町内之浦	北方	500	30	26	7					
11	I 1 2109	五橋-1	肝付町内之浦	南方	220	30	82	12					
12	I 1 2110	五橋-2	肝付町内之浦	南方	210	40	104	10					
13	I 1 2111	大平見上-1	肝付町内之浦	南方	380	30	147	16					
14	I 1 2112	大平見上-2	肝付町内之浦	南方	220	35	150	12					
15	I 1 2113	大平見下-1	肝付町内之浦	南方	300	35	150	10					
16	I 1 2114	大平見下-2	肝付町内之浦	南方	320	35	66	11					
17	I 1 2115	小野上-1	肝付町内之浦	南方	100	35	60	5					
18	I 1 2116	小野上-3	肝付町内之浦	南方	180	30	30	8					
19	I 1 2117	小野上-4	肝付町内之浦	南方	190	30	64	14					
20	I 1 2118	小野	肝付町内之浦	南方	230	35	52	17					
21	I 1 2119	白木-1	肝付町内之浦	南方	190	30	100	6					
22	I 1 2120	津代-2	肝付町内之浦	南方	110	30	58	5					
23	I 1 2121	津代	肝付町内之浦	南方	100	35	20	6					
24	I 1 2122	侍金-1	肝付町内之浦	南方	220	30	35	5					
25	I 1 2124	侍金-3	肝付町内之浦	南方	280	35	40	11					
26	I 1 2127	長坪	肝付町内之浦	南方	200	35	62	6					
27	I 1 2129	小西上-2	肝付町内之浦	岸良	100	40	10	5					
28	I 1 2130	本地	肝付町内之浦	岸良	150	35	40	12					
29	I 1 2131	小山田上	肝付町内之浦	岸良	100	45	20	8					
30	I 1 2133	小山田下	肝付町内之浦	岸良	300	37	44	9					
31	I 1 2134	浜上	肝付町内之浦	岸良	240	35	68	9					
32	I 1 2135	浜下	肝付町内之浦	岸良	220	40	62	11					
33	I 1 2137	船間-1	肝付町内之浦	岸良	100	30	55	6					
34	I 1 2138	大浦上	肝付町内之浦	岸良	140	35	54	5					
35	I 1 2139	大浦	肝付町内之浦	岸良	150	40	32	5					

総合支所

岸良出張所

船間地区研修センター

旧大浦小中学校

急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ

番号	箇所番号	箇所名	住所	字	延長	傾斜 度	高さ	人家 戸数	公共的建物	公共施設				避難場所
										種類	数	種類	数	
36	I 1 2140	大浦中	肝付町之内浦	岸良	160	35	14	7						旧大浦小中学校
37	I 1 2142	宮富	肝付町高山	富山	280	60	10	8	神社	県道	70			富山地区集落センター
38	I 1 2143	西之宮	肝付町高山	前田	200	35	9	20	勤労青少年ホーム					いこいの家
39	I 1 2144	西横間	肝付町高山	新富	150	30	18	7		県道	150			新富地区公民館
40	I 1 2145	横間	肝付町高山	新富	320	41	21	13		町道	50			
41	I 1 2146	横間-2	肝付町高山	新富	220	35	21	11	西横間公民館	県道	100			
42	I 1 2147	平後園	肝付町高山	波見	210	35	25	28	波見地区公民館	県道	200			波野中学校 体育館
43	I 1 2149	平後園-3	肝付町高山	波見	210	30	35	7		県道	230			
44	I 1 2151	浦町	肝付町高山	波見	200	40	36	13	波見郵便局	国道	180			
45	I 1 2152	波見下	肝付町高山	波見	150	37	50	8	神社					
46	I 1 2153	波見下-2	肝付町高山	波見	280	40	50	9						
47	I 1 2154	轟	肝付町高山	波見	200	33	20	6		町道	130			旧有明小学校 体育館
48	I 1 2155	柳井谷	肝付町高山	波見	120	32	50	6		国道	50			
49	I 1 2156	一ツ松	肝付町高山	波見	120	30	25	7						
50	I 1 2157	一ツ松-2	肝付町高山	波見	150	35	46	9	一松公民館	国道	120			国見中学校 体育館
51	I 1 2158	山下	肝付町高山	波見	150	30	20	11		国道	80	町道	80	
52	I 1 2159	飯ヶ谷	肝付町高山	波見	50	35	30	5						いこいの家 町コミュニティ センター
53	I 1 2160	白坂-1	肝付町高山	後田	190	42	16	8		町道	190			
54	I 1 2161	白坂-2	肝付町高山	後田	180	38	25	5						
55	I 1 2162	西方-1	肝付町高山	前田	110	35	24	5						
56	I 1 2163	西方-2	肝付町高山	前田	90	50	25	7		町道	80			
57	I 1 2164	赤池	肝付町高山	前田	280	35	15	9						波野中体育館
58	I 1 2165	上西方	肝付町高山	前田	160	35	31	9		県道	190			
59	I 1 2167	大脇-1	肝付町高山	前田	160	48	20	8		県道	190			
60	I 1 2168	大脇-2	肝付町高山	前田	180	35	22	12		県道	70			国見中学校 体育館
61	I 1 2169	脇之田上	肝付町高山	新富	200	35	10	5						
62	I 1 2170	和田	肝付町高山	野崎	170	30	13	8		町道	130			
63	I 1 2171	後田-2	肝付町高山	後田	90	35	20	5		町道	100			波野中体育館
64	I 1 2172	新村-3	肝付町高山	新富	160	35	40	5		町道	90			
65	I 1 2173	新村-5	肝付町高山	新富	190	40	26	5						
66	I 1 2174	本城-2	肝付町高山	新富	170	40	23	5						
67	I 1 2175	本城中	肝付町高山	新富	120	40	40	6						
68	I 1 2177	大窪-2	肝付町高山	後田	200	40	22	5						旧川上小体育館
69	I 1 2178	大窪-4	肝付町高山	後田	200	35	36	6						
70	I 1 2179	片野	肝付町高山	後田	150	40	38	6						

急傾斜崩壊危険箇所Ⅰ

番号	箇所番号	箇所名	住所	字	延長	傾斜 度	高さ	家 戸数	公共の建物	公共施設				避難場所
										種類	数	種類	数	
71	I 1 2182	大平-1	肝付町高山	後田	170	30	40	8		町道	160			旧川上小学校 体育館
72	I 1 2183	折生野	肝付町高山	後田	120	35	24	5		町道	120			
73	I 1 3212	大平見	肝付町内之浦	南方	370	45	13	8						
74	I 1 3215	富山南	肝付町高山	富山	140	45	15	6						富山地区集落センター
75	I 1 3216	宮下	肝付町高山	富山	80	70	20	1	宮富小学校					
76	I 1 3217	波見	肝付町高山	波見	200	32	50	12						
77	I 1 3218	谷山迫	肝付町高山	後田	150	36	15	4	神社	国道	190			波野中体育館
78	I 1 3219	長能寺	肝付町高山	前田	158	59	20	5		町道	140			
79	I 1 3220	白坂	肝付町高山	後田	130	45	10	3	白坂公民館					
80	I 1 3222	本城上	肝付町高山	新富	200	51	45	5						国見中学校 体育館
81	I 1 3223	川上	肝付町高山	後田	100	32	100	7						
82	I 1 4207	西仮屋1	肝付町高山	波見	100	45	12	1	山下公民館					
83	I 1 4208	寺町	肝付町高山	新富	90	50	8	5	波野小学校	寺				新富地区公民館 町コミセン
84	I 1 4209	八幡馬場1	肝付町高山	新富	190	45	15	6						
85	I 1 4210	長珠庵2	肝付町高山	新富	240	45	8	7						
86	I 1 4211	長珠庵1	肝付町高山	新富	120	40	12	8						
87	I 1 4212	大脇2	肝付町高山	新富	175	35	20	6						
88	I 1 4213	鳥越	肝付町高山	後田	100	35	30	5						国見中体育館
89	I 1 4215	石之脇1	肝付町高山	後田	110	40	20	2	寺之脇部落研修センター					
90	I 1 4216	大窪1	肝付町高山	後田	35	40	15	1	石之脇部落研修センター					
91	I 1 4597	小野2	肝付町内之浦	南方	120	30	30	5						総合支所
92	I 1 4598	笹野2	肝付町高山	富山	50	35	23	5						
93	I 1 4599	富山北	肝付町高山	富山	144	45	30	5						
94	I 1 4600	谷山迫	肝付町高山	後田	95	30	8	7						国見中体育館
95	I 1 4601	石之脇2	肝付町高山	後田	125	30	25	6						
96	I 1 4602	寺之上4	肝付町高山	新富	50	30	50	7						
97	I 1 4603	神之市1	肝付町高山	新富	200	55	23	5						町コミセン
98	I 2 194	西大園1	肝付町高山	野崎	90	30	7	7						
99	I 2 256	八幡馬場2	肝付町高山	新富	89	90	8	7						
100	I 2 257	八幡馬場3	肝付町高山	新富	85	80	12	4	神社					町コミセン

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

番号	箇所番号	箇所名	市町村名	字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設		避難場所
									種類	数	
1	Ⅱ 1 3926	馬込	肝付町内之浦	北方	170	30	30	3			総合支所
2	Ⅱ 1 3927	坂元2	肝付町内之浦	北方	135	30	36	3			
3	Ⅱ 1 3928	平原	肝付町内之浦	北方	70	31	50	3			
4	Ⅱ 1 3929	乙田	肝付町内之浦	南方	60	32	50	2			
5	Ⅱ 1 3930	乙田1	肝付町内之浦	南方	130	35	62	2			
6	Ⅱ 1 3931	乙田2	肝付町内之浦	南方	60	35	35	2			
7	Ⅱ 1 3932	上原	肝付町内之浦	南方	30	30	20	1			
8	Ⅱ 1 3933	上原2	肝付町内之浦	南方	40	30	40	1			
9	Ⅱ 1 3934	大平見2	肝付町内之浦	南方	80	30	40	1			
10	Ⅱ 1 3938	長坪	肝付町内之浦	南方	30	30	30	1			
11	Ⅱ 1 3939	長坪2	肝付町内之浦	南方	35	30	30	1			
12	Ⅱ 1 3940	宮原	肝付町内之浦	南方	25	31	30	1			岸良出張所 船間地区 研修センター
13	Ⅱ 1 3941	小山田	肝付町内之浦	岸良	50	40	90	1			
14	Ⅱ 1 3942	船間	肝付町内之浦	岸良	160	30	90	3			
15	Ⅱ 1 3943	辺塚	肝付町内之浦	岸良	60	35	25	1			富山地区 集落センター
16	Ⅱ 1 3944	笹野1	肝付町高山	富山	205	35	23	2			
17	Ⅱ 1 3946	笹野3	肝付町高山	富山	83	35	25	1			
18	Ⅱ 1 3948	富山南	肝付町高山	富山	89	50	20	1			宮富地区公民館
19	Ⅱ 1 3949	川北	肝付町高山	宮下	90	80	15	2			
20	Ⅱ 1 3950	論地	肝付町高山	後田	84	30	7	2			前田地区公民館
21	Ⅱ 1 3951	後田	肝付町高山	論地	60	30	10	2			
22	Ⅱ 1 3953	白坂1	肝付町高山	後田	100	40	15	3			国見中学校 体育館
23	Ⅱ 1 3954	白坂2	肝付町高山	後田	130	30	13	3			
24	Ⅱ 1 3955	白坂3	肝付町高山	後田	75	40	20	2			
25	Ⅱ 1 3956	大脇1	肝付町高山	後田	65	30	15	2			
26	Ⅱ 1 3957	大脇	肝付町高山	後田	80	45	5	4			
27	Ⅱ 1 3958	後田山下1	肝付町高山	後田	64	45	24	3			
28	Ⅱ 1 3959	後田山下2	肝付町高山	後田	215	60	18	3			
29	Ⅱ 1 3960	後田山下3	肝付町高山	後田	185	45	8	3			
30	Ⅱ 1 3961	後田山下4	肝付町高山	後田	36	40	30	2			
31	Ⅱ 1 3962	後田山下5	肝付町高山	後田	50	30	18	1			
32	Ⅱ 1 3963	国見	肝付町高山	後田	35	70	8	3			
33	Ⅱ 1 3964	永野1	肝付町高山	後田	70	80	20	2			旧川上小体育館
34	Ⅱ 1 3965	後田	肝付町高山	後田	74	45	20	4			
35	Ⅱ 1 3968	片野	肝付町高山	後田	70	30	30	3			

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

番号	箇所番号	箇所名	市町村名	字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設		避難場所
									種類	数	
36	Ⅱ 1 3969	折生野1	肝付町高山	後田	45	30	15	1			旧川上小学校 体育館
37	Ⅱ 1 3970	岩屋2	肝付町高山	後田	55	30	50	4			
38	Ⅱ 1 3971	岩屋	肝付町高山	後田	115	30	50	3			
39	Ⅱ 1 3973	折生野3	肝付町高山	後田	70	40	15	1			
40	Ⅱ 1 3974	折生野4	肝付町高山	後田	55	30	20	1			
41	Ⅱ 1 3975	折生野5	肝付町高山	後田	120	30	20	3			国見中学校 体育館
42	Ⅱ 1 3978	山田平2	肝付町高山	新富	110	30	20	3			
43	Ⅱ 1 3979	寺之上2	肝付町高山	後田	50	30	15	1			
44	Ⅱ 1 3980	寺之上5	肝付町高山	新富	60	40	19	2			
45	Ⅱ 1 3981	岩下東	肝付町高山	新富	32	40	15	4			
46	Ⅱ 1 3982	本城	肝付町高山	新富	60	40	35	1			町コミセン
47	Ⅱ 1 3983	本城中1	肝付町高山	新富	110	30	25	4			
48	Ⅱ 1 3984	本城上3	肝付町高山	新富	60	35	30	1			
49	Ⅱ 1 3985	本城上2	肝付町高山	新富	50	30	30	1			
50	Ⅱ 1 3987	本城中2	肝付町高山	新富	210	30	20	2			
51	Ⅱ 1 3989	新村2	肝付町高山	新富	85	30	15	3			波野中体育館
52	Ⅱ 1 3990	佐賀	肝付町高山	新富	80	45	25	3			
53	Ⅱ 1 3991	新村3	肝付町高山	新富	75	40	30	4			
54	Ⅱ 1 3992	本城下2	肝付町高山	新富	65	35	25	2			
55	Ⅱ 1 3993	長能寺	肝付町高山	前田	95	35	22	1			
56	Ⅱ 1 3994	下永山2	肝付町高山	新富	50	50	20	2			町コミセン 前田地区公民館 新富地区公民館
57	Ⅱ 1 3995	下永山3	肝付町高山	新富	155	40	18	2			
58	Ⅱ 1 3996	塚崎	肝付町高山	新富	110	30	28	3			
59	Ⅱ 1 3997	大脇3	肝付町高山	新富	70	70	22	1			
60	Ⅱ 1 3999	長能寺	肝付町高山	前田	60	40	23	3			
61	Ⅱ 1 4000	上之馬場	肝付町高山	前田	60	40	15	1			波野中学校 体育館
62	Ⅱ 1 4001	中麓1	肝付町高山	新富	60	70	8	2			
63	Ⅱ 1 4003	東横間	肝付町高山	新富	60	80	8	2			
64	Ⅱ 1 4004	小牧	肝付町高山	新富	90	80	7	3			
65	Ⅱ 1 4005	東迫	肝付町高山	新富	130	70	12	2			
66	Ⅱ 1 4006	西大園2	肝付町高山	野崎	50	40	8	2			波野中学校 体育館
67	Ⅱ 1 4007	和田2	肝付町高山	野崎	60	75	7	2			
68	Ⅱ 1 4008	平後園1	肝付町高山	波見	39	30	25	2			
69	Ⅱ 1 4009	荒瀬	肝付町高山	波見	120	30	28	4			
70	Ⅱ 1 4010	荒瀬2	肝付町高山	波見	50	45	12	1			

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

番号	箇所番号	箇所名	市町村名	字	延長	傾斜度	高さ	人家戸数	公共施設		避難場所
									種類	数	
71	Ⅱ 1 4011	荒瀬1	肝付町高山	波見	50	45	7	1			波野中学校 体育館
72	Ⅱ 1 4012	柳井谷	肝付町高山	波見	75	35	50	1			
73	Ⅱ 1 4014	一ツ松3	肝付町高山	波見	40	30	25	1			旧有明小学校 体育館
74	Ⅱ 1 4015	西仮屋2	肝付町高山	波見	70	30	18	1			
75	Ⅱ 1 4016	飯ヶ谷2	肝付町高山	波見	50	40	40	1			
76	Ⅱ 1 5386	坂元-1	肝付町内之浦	北方	150	30	22	4			総合支所
77	Ⅱ 1 5387	津房上-2	肝付町内之浦	北方	170	30	70	4			
78	Ⅱ 1 5388	侍金-2	肝付町内之浦	南方	240	30	41	4			
79	Ⅱ 1 5389	小田	肝付町内之浦	南方	200	30	29	4			
80	Ⅱ 1 5390	銭貫	肝付町内之浦	南方	100	40	14	3			岸良出張所
81	Ⅱ 1 5391	小西上-1	肝付町内之浦	岸良	130	45	12	4			
82	Ⅱ 1 5392	小山田中	肝付町内之浦	岸良	200	30	35	4			総合支所
83	Ⅱ 1 5393	垂水	肝付町内之浦	北方	170	34	90	4			
84	Ⅱ 1 5394	大原	肝付町内之浦	岸良	140	30	40	4			岸良出張所
85	Ⅱ 1 5395	船間中	肝付町内之浦	岸良	260	45	40	4			船間地区研修センター
86	Ⅱ 1 5396	小田	肝付町内之浦	南方	120	30	50	2			総合支所
87	Ⅱ 1 5397	小野	肝付町内之浦	南方	80	30	30	2			
88	Ⅱ 1 5398	富山	肝付町高山	富山	100	30	18	3			富山集落センター
89	Ⅱ 1 5399	神之市	肝付町高山	新富	90	35	24	4	町道	120	町コミセン
90	Ⅱ 1 5400	大窪-1	肝付町高山	後田	150	30	7	3			国見中体育館
91	Ⅱ 1 5401	岩屋-3	肝付町高山	後田	100	30	40	3	町道	80	旧川上小学校 体育館
92	Ⅱ 1 5404	寺之上1	肝付町高山	新富	40	50	15	1			
93	Ⅱ 1 5406	岩屋1	肝付町高山	後田	50	30	50	3			
94	Ⅱ 1 5407	折生野6	肝付町高山	新富	52	50	20	2			旧有明小体育館 旧川上小体育館
95	Ⅱ 1 5507	有明山下1	肝付町高山	波見	70	30	20	2			
96	Ⅱ 2 337	寺之上3	肝付町高山	後田	60	30	30	1			

地すべり危険箇所

番号	箇所番号	箇所名	水系名	幹川名	地区名	地すべり危険 箇所面積	保全家 戸数	公共施設	
								国道・県道・橋梁・郵便局	
1	56	波見	肝属川	肝属川	肝付町波見	25.6	199		

抽出調査号		抽出調査号
区	町	区
Ⅲ	364	Ⅱ 22
Ⅲ	364	Ⅱ 2
Ⅲ	364	Ⅲ 3
Ⅲ	364	Ⅳ 4
Ⅲ	364	Ⅴ 25
Ⅲ	364	Ⅵ 26
Ⅲ	364	Ⅶ 27
Ⅲ	364	Ⅷ 28
Ⅲ	364	Ⅸ 24

土砂災害警戒区域等名一覧表(土石流)

平成22年12月21日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
1	土・海蔵1	dok483-0001		北方	海蔵	総合支所
2	土・海蔵2	dok483-0002		北方	海蔵	
3	土・海蔵3	dok483-0003		北方	海蔵	
4	土・海蔵4	dok483-0004		北方	海蔵	
5	土・小串1	dok483-0005		北方	小串	
6	土・小串2	dok483-0006		北方	小串	
7	土・小串3	dok483-0007		北方	小串	
8	土・垂水1	dok483-0009		北方	垂水	
9	土・檜脇1	dok483-0013		北方	檜脇	
10	土・檜脇2	dok483-0014		北方	檜脇	
11	土・檜脇3	dok483-0015		北方	檜脇	
12	土・檜脇4	dok483-0016		北方	檜脇	
13	土・平牟田1	dok483-0017		北方	平牟田	
14	土・平牟田2	dok483-0019		北方	平牟田	
15	土・馬込1	dok483-0020		北方	馬込	
16	土・馬込2	dok483-0021		北方	馬込	
17	土・馬込3	dok483-0022		北方	馬込	
18	土・津房1	dok483-0023		北方	津房	
19	土・坂元1	dok483-0024		北方	坂元	
20	土・坂元2	dok483-0025		北方	坂元	
21	土・赤木屋1	dok483-0026		北方	赤木屋	
22	土・赤木屋2	dok483-0027		北方	赤木屋	
23	土・赤木屋3	dok483-0028		北方	赤木屋	
24	土・赤木屋4	dok483-0029		北方	赤木屋	
25	土・江平1	dok483-0035		北方	江平	
26	土・江平2	dok483-0037		北方	江平	
27	土・江平3	dok483-0038		北方	江平	
28	土・平牟田3	dok483-0201		北方	平牟田	
29	土・西仮屋1	dok484-0029		波見	西仮屋	旧有明小体育館
30	土・西仮屋2	dok484-0034		波見	西仮屋	
31	土・山下1	dok484-0036		波見	山下	
32	土・山下2	dok484-0037		波見	山下	
33	土・仮屋1	dok484-0038		波見	仮屋	
34	土・仮屋2	dok484-0040		波見	仮屋	
35	土・山下3	dok484-0041		波見	山下	
36	土・飯ヶ谷1	dok484-0048		波見	飯ヶ谷	
37	土・飯ヶ谷2	dok484-0051		波見	飯ヶ谷	
38	土・飯ヶ谷3	dok484-0052		波見	飯ヶ谷	
39	土・飯ヶ谷4	dok484-0053		波見	飯ヶ谷	
40	土・飯ヶ谷5	dok484-0054		波見	飯ヶ谷	
41	土・飯ヶ谷6	dok484-0055		波見	飯ヶ谷	

土砂災害警戒区域等名一覧表(土石流)

平成23年12月16日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
42	土・浦町1	dok484-0002		波見	浦町	波野中 体育館ほか
43	土・波見下1	dok484-0003		波見	波見下	
44	土・柳井谷1	dok484-0004		波見	柳井谷	
45	土・柳井谷2	dok484-0005		波見	柳井谷	
46	土・平後園1	dok484-0006		波見	平後園	
47	土・硯石1	dok484-0007		波見	硯石	
48	土・轟1	dok484-0008		波見	轟	
49	土・硯石2	dok484-0009		波見	硯石	
50	土・平後園2	dok484-0010		波見	平後園	
51	土・荒瀬1	dok484-0011		波見	荒瀬	
52	土・轟2	dok484-0012		波見	轟	
53	土・平後園3	dok484-0013		波見	平後園	
54	土・荒瀬2	dok484-0014		波見	荒瀬	
55	土・平後園4	dok484-0015		波見	平後園	
56	土・平後園5	dok484-0017		波見	平後園	
57	土・荒瀬3	dok484-0018		波見	荒瀬	
58	土・一ツ松1	dok484-0021		波見	一ツ松	旧有明小体育館
59	土・平後園6	dok484-0022		波見	平後園	波野中体育館ほか
60	土・一ツ松2	dok484-0023		波見	一ツ松	旧有明小体育館
61	土・和田1	dok484-0025		野崎	和田	波野中 体育館ほか
62	土・荒瀬4	dok484-0129		波見	荒瀬	
63	土・平後園7	dok484-0130		波見	平後園	
64	土・平後園8	dok484-0131		波見	平後園	
65	土・波見下2	dok484-0132		波見	波見下	
66	土・小山田1	dok483-0082		岸良	小山田	岸良出張所 ほか
67	土・川口1	dok483-0093		岸良	川口	
68	土・川口2	dok483-0096		岸良	川口	
69	土・射場元1	dok483-0101		岸良	射場元	
70	土・平1	dok483-0103		岸良	平	
71	土・射場元2	dok483-0106		岸良	射場元	
72	土・下西1	dok483-0108		岸良	下西	
73	土・上西1	dok483-0110		岸良	上西	
74	土・下西2	dok483-0112		岸良	下西	
75	土・大原1	dok483-0113		岸良	大原	
76	土・大原2	dok483-0117		岸良	大原	
77	土・浜1	dok483-0119		岸良	浜	
78	土・浜2	dok483-0121		岸良	浜	
79	土・山下4	dok483-0125		岸良	山下	

土砂災害警戒区域等名一覧表(土石流)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
80	土・山神1	dok484-0100		後田	山神	旧川上小学校
81	土・山田平1	dok484-0103		後田	山田平	
82	土・東尾牟礼1	dok484-0104		後田	東尾牟礼	
83	土・東尾牟礼2	dok484-0105		後田	東尾牟礼	
84	土・尾牟礼1	dok484-0106		後田	尾牟礼	
85	土・片野1	dok484-0108		後田	片野	
86	土・牧園1	dok484-0109		後田	牧園	
87	土・南1	dok484-0114		後田	南	
88	土・東尾牟礼3	dok484-1000		後田	東尾牟礼	
89	土・尾牟礼2	dok484-1001		後田	尾牟礼	
90	土・岩之元1	dok484-0115		後田	岩之元	
91	土・風ヶ谷1	dok484-0116		後田	風ヶ谷	
92	土・石原1	dok484-0117		後田	石原	
93	土・風ヶ谷2	dok484-0118		後田	風ヶ谷	
94	土・中折生野1	dok484-0120		後田	中折生野	
95	土・上折生野1	dok484-0121		後田	上折生野	
96	土・宇都口1	dok484-0122		後田	宇都口	
97	土・宇都口2	dok484-0123		後田	宇都口	
98	土・上折生野2	dok484-0124		後田	上折生野	
99	土・下大平1	dok484-0125		後田	下大平	
100	土・下大平2	dok484-0126		後田	下大平	
101	土・湯之谷1	dok484-0127		後田	湯之谷	
102	土・川床1	dok484-0128		後田	川床	
103	土・永岩1	dok484-1002		後田	永岩	
104	土・上大平1	dok484-1003		後田	上大平	
105	土・上大平2	dok484-1004		後田	上大平	
106	土・四俣1	dok484-1005		後田	四俣	
107	土・立谷1	dok484-1006		後田	立谷	
108	土・石原2	dok484-1007		後田	石原	
109	土・立谷2	dok484-1008		後田	立谷	
110	土・立谷3	dok484-1009		後田	立谷	
111	土・下大平3	dok484-1010		後田	下大平	
112	土・大牧1	dok484-1011		後田	大牧	
113	土・大牧2	dok484-1012		後田	大牧	
114	土・中折生野2	dok484-1013		後田	中折生野	
115	土・舟木1	dok483-0127		岸良	舟木	船間地区研修センター
116	土・船間1	dok483-0131		岸良	船間	
117	土・船間2	dok483-0132		岸良	船間	
118	土・船間3	dok483-0133		岸良	船間	
119	土・五郎ヶ元1	dok483-0134		岸良	五郎ヶ元	
120	土・五郎ヶ元2	dok483-0135		岸良	五郎ヶ元	
121	土・船間4	dok483-0138		岸良	船間	

土砂災害警戒区域等名一覧表(土石流)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
122	土・五郎ヶ元 3	dok483-0139		岸良	五郎ヶ元	船間地区研修センター
123	土・船間 5	dok483-0140		岸良	船間	
124	土・五郎ヶ元 4	dok483-0141		岸良	五郎ヶ元	
125	土・辺塚 1	dok483-0148		岸良	辺塚	
126	土・大浦 1	dok483-0152		岸良	大浦	旧大浦小中学校
127	土・大浦 2	dok483-0153		岸良	大浦	
128	土・大浦 3	dok483-0154		岸良	大浦	
129	土・辺塚 2	dok483-0156		岸良	辺塚	
130	土・大浦 4	dok483-0157		岸良	大浦	

土砂災害警戒区域等名一覧表(土石流)

平成26年1月28日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
131	土・五橋 1	dok483-0032		南方	五橋	総合支所
132	土・五橋 2	dok483-0033		南方	五橋	
133	土・乙田 1	dok483-0039		南方	乙田	
134	土・大平見 1	dok483-0040		南方	大平見	
135	土・乙田 2	dok483-0046		南方	乙田	
136	土・乙田 3	dok483-0047		南方	乙田	
137	土・乙田 4	dok483-0048		南方	乙田	
138	土・大平見 2	dok483-0049		南方	大平見	
139	土・吉重 1	dok483-0052		南方	吉重	
140	土・吉重 2	dok483-0053		南方	吉重	
141	土・吉重 3	dok483-0054		南方	吉重	
142	土・吉重 4	dok483-0055		南方	吉重	
143	土・侍金 1	dok483-0056		南方	侍金	
144	土・侍金 2	dok483-0058		南方	侍金	
145	土・上原 1	dok483-0059		南方	上原	
146	土・侍金 3	dok483-0061		南方	侍金	
147	土・侍金 4	dok483-0063		南方	侍金	
148	土・五橋 3	dok483-0158		南方	五橋	
149	土・乙田 5	dok483-0159		南方	乙田	
150	土・侍金 5	dok483-0160		南方	侍金	
151	土・鍋浦 1	dok483-0002		南方	鍋浦	
152	土・鍋浦 2	dok483-0003		南方	鍋浦	
153	土・鍋浦 3	dok483-0004		南方	鍋浦	
154	土・白木 1	dok483-0005		南方	白木	
155	土・尾方前 1	dok483-0006		南方	尾方前	
156	土・尾方前 2	dok483-0007		南方	尾方前	
157	土・倉 1	dok483-0031		南方	倉	
158	土・丸山 1	dok483-0036		南方	丸山	
159	土・山ノ口 1	dok483-0041		南方	山ノ口	
160	土・平岩 1	dok483-0042		南方	平岩	
161	土・港山添 1	dok483-0043		南方	港山添	
162	土・上ノ小野 1	dok483-0044		南方	上ノ小野	
163	土・港山添 2	dok483-0045		南方	港山添	
164	土・尾方前 3	dok483-0060		南方	尾方前	
165	土・尾方前 4	dok483-0062		南方	川原瀬	
166	土・川原瀬 1	dok483-0064		南方	川原瀬	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成22年12月21日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
1	急・海蔵1	kyu483-0003		北方	海蔵	総合支所
2	急・海蔵2	kyu483-0004	01	北方	海蔵	
	〃	kyu483-0004	02	北方	海蔵	
3	急・小串1	kyu483-0009		北方	小串	
4	急・小串2	kyu483-0012	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0012	02	北方	小串	
	〃	kyu483-0012	03	北方	小串	
5	急・小串3	kyu483-0013	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0013	02	北方	小串	
	〃	kyu483-0013	03	北方	小串	
	〃	kyu483-0013	04	北方	小串	
6	急・小串4	kyu483-0016	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0016	02	北方	小串	
7	急・小串5	kyu483-0017	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0017	02	北方	小串	
8	急・小串6	kyu483-0018	01	北方	小串	
	〃	kyu483-0018	02	北方	小串	
9	急・垂水1	kyu483-0020	01	北方	垂水	
	〃	kyu483-0020	02	北方	垂水	
	〃	kyu483-0020	03	北方	垂水	
10	急・垂水2	kyu483-0021	01	北方	垂水	
	〃	kyu483-0021	02	北方	垂水	
	〃	kyu483-0021	03	北方	垂水	
	〃	kyu483-0021	04	北方	垂水	
11	急・垂水3	kyu483-0023	01	北方	垂水	
	〃	kyu483-0023	02	北方	垂水	
	〃	kyu483-0023	03	北方	垂水	
12	急・檜脇1	kyu483-0025	01	北方	檜脇	
	〃	kyu483-0025	02	北方	檜脇	
	〃	kyu483-0025	03	北方	檜脇	
13	急・平牟田1	kyu483-0027	01	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	02	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	03	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	04	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	05	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	06	北方	平牟田	
	〃	kyu483-0027	07	北方	平牟田	
14	急・津房1	kyu483-0030	01	北方	津房	
	〃	kyu483-0030	02	北方	津房	

土砂災害警戒区域等名一覽表(急傾斜)

平成22年12月21日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
15	急・馬込1	kyu483-0032	01	北方	馬込	総合支所
	"	kyu483-0032	02	北方	馬込	
	"	kyu483-0032	03	北方	馬込	
	"	kyu483-0032	04	北方	馬込	
	"	kyu483-0032	05	北方	馬込	
16	急・馬込2	kyu483-0034		北方	馬込	
17	急・坂元1	kyu483-0035	01	北方	坂元	
	"	kyu483-0035	02	北方	坂元	
	"	kyu483-0035	03	北方	坂元	
	"	kyu483-0035	04	北方	坂元	
	"	kyu483-0035	05	北方	坂元	
	"	kyu483-0035	06	北方	坂元	
	"	kyu483-0035	07	北方	坂元	
18	急・馬込3	kyu483-0037	01	北方	馬込	
	"	kyu483-0037	02	北方	馬込	
	"	kyu483-0037	03	北方	馬込	
	"	kyu483-0037	04	北方	馬込	
19	急・坂元2	kyu483-0038	01	北方	坂元	
	"	kyu483-0038	02	北方	坂元	
	"	kyu483-0038	03	北方	坂元	
	"	kyu483-0038	04	北方	坂元	
	"	kyu483-0038	05	北方	坂元	
	"	kyu483-0038	06	北方	坂元	
	"	kyu483-0038	07	北方	坂元	
	"	kyu483-0038	08	北方	坂元	
	"	kyu483-0038	09	北方	坂元	
20	急・馬込4	kyu483-0040	01	北方	馬込	
	"	kyu483-0040	02	北方	馬込	
	"	kyu483-0040	03	北方	馬込	
21	急・赤木屋1	kyu483-0044	01	北方	赤木屋	
	"	kyu483-0044	02	北方	赤木屋	
	"	kyu483-0044	03	北方	赤木屋	
	"	kyu483-0044	04	北方	赤木屋	
	"	kyu483-0044	05	北方	赤木屋	
22	急・赤木屋2	kyu483-0045		北方	赤木屋	
23	急・赤木屋3	kyu483-0048	01	北方	赤木屋	
	"	kyu483-0048	02	北方	赤木屋	
	"	kyu483-0048	03	北方	赤木屋	
	"	kyu483-0048	04	北方	赤木屋	
	"	kyu483-0048	05	北方	赤木屋	
24	急・平原1	kyu483-0050		北方	平原	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成22年12月21日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
25	急・平原2	kyu483-0052	01	北方	平原	総合支所
	〃	kyu483-0052	02	北方	平原	
26	急・平原3	kyu483-0054	01	北方	平原	
	〃	kyu483-0054	02	北方	平原	
27	急・平原4	kyu483-0058	01	北方	平原	
	〃	kyu483-0058	02	北方	平原	
28	急・江平1	kyu483-0066	01	北方	江平	
	〃	kyu483-0066	02	北方	江平	
	〃	kyu483-0066	03	北方	江平	
29	急・江平2	kyu483-0076	01	北方	江平	
30	急・江平3	kyu483-0081	01	北方	江平	
	〃	kyu483-0081	02	北方	江平	
31	急・檜脇2	kyu483-0301	01	北方	檜脇	
	〃	kyu483-0301	02	北方	檜脇	

平成23年12月16日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
32	急・浦町1	kyu484-0020	01	波見	浦町	波野中 体育館ほか
	〃	kyu484-0020	02	波見	浦町	
33	急・柳井谷1	kyu484-0023	01	波見	柳井谷	
	〃	kyu484-0023	02	波見	柳井谷	
	〃	kyu484-0023	03	波見	柳井谷	
	〃	kyu484-0023	04	波見	柳井谷	
34	急・荒瀬1	kyu484-0027	01	波見	荒瀬	
	〃	kyu484-0027	02	波見	荒瀬	
35	急・硯石1	kyu484-0032		波見	硯石	
36	急・荒瀬2	kyu484-0041		波見	荒瀬	
37	急・轟1	kyu484-0044	01	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	02	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	03	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	04	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	05	波見	轟	
	〃	kyu484-0044	06	波見	轟	
38	急・荒瀬3	kyu484-0051		波見	荒瀬	旧有明小体育館
39	急・一ツ松1	kyu484-0052	01	波見	一ツ松	
	〃	kyu484-0052	02	波見	一ツ松	
	〃	kyu484-0052	03	波見	一ツ松	
40	急・一ツ松2	kyu484-0057		波見	一ツ松	波野中 体育館ほか
41	急・和田1	kyu484-0058	01	野崎	和田	
	〃	kyu484-0058	02	野崎	和田	
	〃	kyu484-0058	03	野崎	和田	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成23年12月16日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
42	急・仮屋1	kyu484-0079	01	波見	仮屋	旧有明小体育館
	〃	kyu484-0079	02	波見	仮屋	
	〃	kyu484-0079	03	波見	仮屋	
	〃	kyu484-0079	04	波見	仮屋	
43	急・山下1	kyu484-0083		波見	山下	
44	急・山下2	kyu484-0084		波見	山下	
45	急・仮屋2	kyu484-0089		波見	仮屋	
46	急・山下3	kyu484-0094	01	波見	山下	
	〃	kyu484-0094	02	波見	山下	
47	急・山下4	kyu484-0097	01	波見	山下	
	〃	kyu484-0097	02	波見	山下	
48	急・仮屋3	kyu484-0101		波見	仮屋	
49	急・山下5	kyu484-0107	01	波見	山下	
	〃	kyu484-0107	02	波見	山下	
50	急・山下6	kyu484-0109	01	波見	山下	
	〃	kyu484-0109	02	波見	山下	
51	急・飯ヶ谷1	kyu484-0121		波見	飯ヶ谷	
52	急・飯ヶ谷2	kyu484-0126		波見	飯ヶ谷	
53	急・飯ヶ谷3	kyu484-0134		波見	飯ヶ谷	
54	急・飯ヶ谷4	kyu484-0142		波見	飯ヶ谷	
55	急・飯ヶ谷5	kyu484-0148	01	波見	飯ヶ谷	
	〃	kyu484-0148	02	波見	飯ヶ谷	
56	急・一ツ松3	kyu484-0343		波見	一ツ松	
57	急・一ツ松4	kyu484-0344		波見	一ツ松	
58	急・飯ヶ谷6	kyu484-0345		波見	飯ヶ谷	
59	急・飯ヶ谷7	kyu484-0346		波見	飯ヶ谷	
60	急・飯ヶ谷8	kyu484-0347		波見	飯ヶ谷	
61	急・波見下1	kyu484-0348	01	波見	波見下	波野中 体育館ほか
	〃	kyu484-0348	02	波見	波見下	
	〃	kyu484-0348	03	波見	波見下	
	〃	kyu484-0348	04	波見	波見下	
62	急・平後園1	kyu484-0349	01	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	02	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	03	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	04	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	05	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	06	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	07	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	08	波見	平後園	
	〃	kyu484-0349	09	波見	平後園	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成23年12月16日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
63	急・小森1	kyu483-0155		岸良	小森	岸良出張所 ほか
64	急・山川原1	kyu483-0157		岸良	山川原	
65	急・川口1	kyu483-0160	01	岸良	川口	
	〃	kyu483-0160	02	岸良	川口	
	〃	kyu483-0160	03	岸良	川口	
	〃	kyu483-0160	04	岸良	川口	
66	急・山川原2	kyu483-0163		岸良	山川原	
67	急・射場元1	kyu483-0164	01	岸良	射場元	
	〃	kyu483-0164	02	岸良	射場元	
68	急・川尻1	kyu483-237		岸良	川尻	
69	急・平1	kyu483-0165	01	岸良	平	
	〃	kyu483-0165	02	岸良	平	
	〃	kyu483-0165	03	岸良	平	
70	急・宮後1	kyu483-0167		岸良	宮後	
71	急・大原1	kyu483-0169		岸良	大原	
72	急・下西1	kyu483-0171	01	岸良	下西	
	〃	kyu483-0171	02	岸良	下西	
73	急・大原2	kyu483-0172		岸良	大原	
74	急・小牧1	kyu483-0174		岸良	小牧	
75	急・上西1	kyu483-238	01	岸良	上西	
	〃	kyu483-238	02	岸良	上西	
76	急・大原3	kyu483-0176		岸良	大原	
77	急・浜1	kyu483-0188	01	岸良	浜	
	〃	kyu483-0188	02	岸良	浜	
	〃	kyu483-0188	03	岸良	浜	
	〃	kyu483-0188	04	岸良	浜	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
78	急・山神1	kyu484-0254	01	後田	小田	
	〃	kyu484-0254	02	後田	山神	
	〃	kyu484-0254	03	後田	山神	
	〃	kyu484-0254	04	後田	小田	
79	急・豆ヶ塚1	kyu484-0257		後田	豆ヶ塚	
80	急・豆ヶ塚2	kyu484-0258		後田	豆ヶ塚	
81	急・中石ノ脇1	kyu484-0259		後田	中石ノ脇	
82	急・北荒平原1	kyu484-0261		後田	北荒平原	
83	急・石之脇1	kyu484-0262		後田	石之脇	
84	急・馬床1	kyu484-0263	01	後田	馬床	
	〃	kyu484-0263	02	後田	馬床	
85	急・馬床2	kyu484-0264		後田	馬床	
86	急・川添ノ下1	kyu484-0267	01	後田	川添ノ下	
	〃	kyu484-0267	02	後田	鎌田淵	
87	急・東尾牟礼1	kyu484-0272		後田	東尾牟礼	
88	急・栗須1	kyu484-0275	01	後田	栗須	
	〃	kyu484-0275	03	後田	鎌田淵	
89	急・東尾牟礼2	kyu484-0279		後田	東尾牟礼	
90	急・栗須2	kyu484-0281		後田	栗須	
91	急・尾牟礼1	kyu484-0282	01	後田	尾牟礼	
	〃	kyu484-0282	02	後田	尾牟礼	
92	急・尾牟礼2	kyu484-0285		後田	尾牟礼	
93	急・滝ノ尻1	kyu484-0293		後田	滝ノ尻	
94	急・和田2	kyu484-0295		後田	和田	
95	急・平木場1	kyu484-0297	01	後田	平木場	
	〃	kyu484-0297	02	後田	平木場	
	〃	kyu484-0297	03	後田	平木場	
96	急・神山迫1	kyu484-0300		後田	神山迫	
97	急・片野1	kyu484-0301		後田	片野	
98	急・東牟礼山1	kyu484-0302	01	後田	東牟礼山	
	〃	kyu484-0302	02	後田	東牟礼山	
	〃	kyu484-0302	03	後田	平木場	
	〃	kyu484-0302	04	後田	東牟礼山	
99	急・北谷道添1	kyu484-0303		後田	北谷道添	
100	急・豆ヶ塚3	kyu484-1000		後田	豆ヶ塚	
101	急・北荒平原2	kyu484-1001		後田	北荒平原	
102	急・東尾牟礼3	kyu484-1002		後田	東尾牟礼	
103	急・尾牟礼3	kyu484-1003		後田	尾牟礼	
104	急・尾牟礼4	kyu484-1005		後田	尾牟礼	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
105	急・新屋敷1	kyu484-0304	_01	後田	新屋敷	旧川上小体育館
	"	kyu484-0304	_02	後田	神山迫	
	"	kyu484-0304	_03	後田	新屋敷上	
106	急・上ノ原1	kyu484-0308	_01	後田	風ヶ谷	
	"	kyu484-0308	_02	後田	上ノ原	
	"	kyu484-0308	_03	後田	上ノ原	
107	急・通山1	kyu484-0309	_01	後田	石原	
	"	kyu484-0309	_02	後田	東牟礼山	
	"	kyu484-0309	_03	後田	西牟礼山	
	"	kyu484-0309	_04	後田	通山	
	"	kyu484-0309	_05	後田	吉直上	
	"	kyu484-0309	_06	後田	東牟礼山	
108	急・大牧1	kyu484-0310	_01	後田	大牧	
	"	kyu484-0310	_02	後田	大牧	
109	急・石原1	kyu484-0311	_01	後田	石原	
	"	kyu484-0311	_02	後田	石原	
	"	kyu484-0311	_03	後田	岩之元	
	"	kyu484-0311	_04	後田	杉ノ元	
110	急・橋之元1	kyu484-0312	_01	後田	橋之元	
	"	kyu484-0312	_02	後田	橋之元	
	"	kyu484-0312	_03	後田	宇都口	
111	急・上折生野1	kyu484-0313		後田	上折生野	
112	急・宇都口1	kyu484-0314	_01	後田	宇都口	
	"	kyu484-0314	_02	後田	宇都口	
113	急・岸良道添1	kyu484-0315		後田	岸良道添	
114	急・岸良道添2	kyu484-0316		後田	岸良道添	
115	急・下大平1	kyu484-0317	_01	後田	上大平	
	"	kyu484-0317	_02	後田	上大平	
	"	kyu484-0317	_03	後田	下大平	
	"	kyu484-0317	_04	後田	下大平	
	"	kyu484-0317	_05	後田	下大平	
	"	kyu484-0317	_06	後田	下大平	
	"	kyu484-0317	_07	後田	下大平	
	"	kyu484-0317	_08	後田	宇都口	
116	急・岸良道添3	kyu484-0318		後田	岸良道添	
117	急・下大平2	kyu484-0320	_01	後田	下大平	
	"	kyu484-0320	_02	後田	下大平	
118	急・永岩1	kyu484-0321	_01	後田	永岩	
	"	kyu484-0321	_02	後田	永岩	
119	急・永岩2	kyu484-0322		後田	永岩	
120	急・湯之谷1	kyu484-0324		後田	湯之谷	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
121	急・下大平3	kyu484-0325	_01	後田	下大平	旧川上小体育館
	"	kyu484-0325	_02	後田	下大平	
	"	kyu484-0325	_03	後田	下大平	
122	急・湯之谷2	kyu484-0329	_01	後田	湯之谷	
	"	kyu484-0329	_02	後田	湯之谷	
123	急・川床1	kyu484-0334	_01	後田	川床	
	"	kyu484-0334	_02	後田	川床	
	"	kyu484-0334	_03	後田	川床	
124	急・立谷1	kyu484-0335		後田	立谷	
125	急・立谷2	kyu484-0336	_01	後田	立谷	
	"	kyu484-0336	_02	後田	立谷	
	"	kyu484-0336	_03	後田	立谷	
	"	kyu484-0336	_04	後田	立谷	
126	急・立谷3	kyu484-0337	_01	後田	立谷	
	"	kyu484-0337	_02	後田	立谷	
127	急・立谷4	kyu484-0338		後田	立谷	
128	急・立谷5	kyu484-0339		後田	立谷	
129	急・立谷6	kyu484-1006	_01	後田	立谷	
	"	kyu484-1006	_02	後田	立谷	
130	急・舟木1	kyu483-0196	_01	岸良	舟木	
	"	kyu483-0196	_02	岸良	舟木	
	"	kyu483-0196	_03	岸良	舟木	
131	急・舟木2	kyu483-0197		岸良	舟木	
132	急・船間1	kyu483-0202	_01	岸良	船間	
	"	kyu483-0202	_02	岸良	船間	
133	急・船間2	kyu483-0203	_01	岸良	船間	
	"	kyu483-0203	_02	岸良	船間	
134	急・船間3	kyu483-0204		岸良	船間	
135	急・船間4	kyu483-0205	_01	岸良	船間	
	"	kyu483-0205	_02	岸良	船間	
	"	kyu483-0205	_03	岸良	船間	
	"	kyu483-0205	_04	岸良	船間	
	"	kyu483-0205	_05	岸良	船間	
136	急・船間5	kyu483-0207		岸良	船間	
137	急・船間6	kyu483-0208	_01	岸良	船間	
	"	kyu483-0208	_02	岸良	船間	
138	急・船間7	kyu483-0209	_01	岸良	船間	
	"	kyu483-0209	_02	岸良	船間	
	"	kyu483-0209	_03	岸良	船間	

土砂災害警戒区域等名一覽表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
139	急・船間 8	kyu483-0210	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0210	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0210	_03	岸良	船間	
140	急・船間 9	kyu483-0211	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0211	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0211	_03	岸良	船間	
141	急・辺塚 1	kyu483-0229	_01	岸良	辺塚	
	〃	kyu483-0229	_02	岸良	辺塚	
142	急・辺塚 2	kyu483-0231		岸良	辺塚	
143	急・大浦 1	kyu483-0233	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0233	_02	岸良	大浦	
144	急・大浦 2	kyu483-0234	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0234	_02	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0234	_03	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0234	_04	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0234	_05	岸良	大浦	
145	急・大浦 3	kyu483-0235	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0235	_02	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0235	_03	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0235	_04	岸良	大浦	
146	急・大浦 4	kyu483-0236	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0236	_02	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0236	_03	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0236	_04	岸良	大浦	
147	急・舟木 3	kyu483-0237	_01	岸良	舟木	
	〃	kyu483-0237	_02	岸良	舟木	
	〃	kyu483-0237	_03	岸良	舟木	
148	急・船間 1 0	kyu483-0238		岸良	船間	
149	急・船間 1 1	kyu483-0239	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0239	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0239	_03	岸良	船間	
150	急・船間 1 2	kyu483-0240	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0240	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0240	_03	岸良	船間	
151	急・船間 1 3	kyu483-0241	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0241	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0241	_03	岸良	船間	
152	急・船間 1 4	kyu483-0242	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0242	_02	岸良	船間	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成25年3月19日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
153	急・船間 1 5	kyu483-0243	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0243	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0243	_03	岸良	船間	
	〃	kyu483-0243	_04	岸良	船間	
	〃	kyu483-0243	_05	岸良	船間	
154	急・五郎ヶ元 1	kyu483-0244		岸良	五郎ヶ元	
155	急・五郎ヶ元 2	kyu483-0245	_01	岸良	五郎ヶ元	
	〃	kyu483-0245	_02	岸良	五郎ヶ元	
156	急・辺塚 3	kyu483-0247	_01	岸良	辺塚	
	〃	kyu483-0247	_02	岸良	辺塚	
	〃	kyu483-0247	_03	岸良	辺塚	
157	急・辺塚 4	kyu483-0248	_01	岸良	辺塚	
	〃	kyu483-0248	_02	岸良	辺塚	
158	急・大浦 5	kyu483-0249		岸良	大浦	
159	急・大浦 6	kyu483-0250		岸良	大浦	
160	急・船間 1 6	kyu483-0252	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0252	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0252	_03	岸良	船間	
161	急・船間 1 7	kyu483-0253	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0253	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0253	_03	岸良	船間	
	〃	kyu483-0253	_04	岸良	船間	
162	急・船間 1 8	kyu483-0254	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0254	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0254	_03	岸良	船間	
163	急・船間 1 9	kyu483-0255	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0255	_02	岸良	船間	
164	急・船間 2 0	kyu483-0256	_01	岸良	船間	
	〃	kyu483-0256	_02	岸良	船間	
	〃	kyu483-0256	_03	岸良	船間	
	〃	kyu483-0256	_04	岸良	船間	
165	急・大浦 7	kyu483-0257	_01	岸良	大浦	
	〃	kyu483-0257	_02	岸良	大浦	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成26年1月28日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
166	急・倉 1	kyu483-0002		南方	倉	総合支所
167	急・倉 2	kyu483-0003		南方	倉	
168	急・津代 1	kyu483-0005	_01	南方	津代	
	〃	kyu483-0005	_02	南方	川原瀬	
169	急・鍋浦 1	kyu483-0006	_01	南方	鍋浦	
	〃	kyu483-0006	_02	南方	鍋浦	
170	急・尾方前 1	kyu483-0008	_01	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0008	_02	南方	川原瀬	
171	急・尾方前 2	kyu483-0009		南方	尾方前	
172	急・尾方前 3	kyu483-0010		南方	尾方前	
173	急・尾方前 4	kyu483-0012	_01	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0012	_02	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0012	_03	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0012	_04	南方	尾方前	
174	急・川原瀬 1	kyu483-0015		南方	川原瀬	
175	急・尾方前 5	kyu483-0017	_01	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0017	_02	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0017	_03	南方	尾方前	
176	急・鍋浦 2	kyu483-0018		南方	鍋浦	
177	急・鍋浦 3	kyu483-0019	_01	南方	鍋浦	
	〃	kyu483-0019	_02	南方	鍋浦	
	〃	kyu483-0019	_03	南方	鍋浦	
178	急・白木 1	kyu483-0020	_01	南方	白木	
	〃	kyu483-0020	_02	南方	白木	
179	急・倉 3	kyu483-0053	_01	南方	倉	
	〃	kyu483-0053	_02	南方	倉	
	〃	kyu483-0053	_03	南方	倉	
	〃	kyu483-0053	_04	南方	倉	
	〃	kyu483-0053	_05	南方	倉	
180	急・倉 4	kyu483-0055	_01	南方	倉	
	〃	kyu483-0055	_02	南方	倉	
181	急・大平見 1	kyu483-0060	_01	南方	大平見	
	〃	kyu483-0060	_02	南方	大平見	
182	急・丸山 1	kyu483-0067		南方	丸山	
183	急・乙田 1	kyu483-0069	_01	南方	乙田	
	〃	kyu483-0069	_02	南方	乙田	
	〃	kyu483-0069	_03	南方	乙田	
184	急・山ノ口 1	kyu483-0072	_01	南方	山ノ口	
	〃	kyu483-0072	_02	南方	山ノ口	
185	急・山ノ口 2	kyu483-0075	_01	南方	山ノ口	
	〃	kyu483-0075	_02	南方	山ノ口	
	〃	kyu483-0075	_03	南方	丸山	

土砂災害警戒区域等名一覽表(急傾斜)

平成26年1月28日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
186	急・乙田 2	kyu483-0077	_01	南方	乙田	総合支所
	〃	kyu483-0077	_02	南方	乙田	
187	急・小野 1	kyu483-0078	_01	南方	小野	
	〃	kyu483-0078	_02	南方	小野	
	〃	kyu483-0078	_03	南方	小野	
188	急・五橋 1	kyu483-0079	_01	南方	五橋	
	〃	kyu483-0079	_02	南方	五橋	
	〃	kyu483-0079	_03	南方	五橋	
	〃	kyu483-0079	_04	南方	五橋	
	〃	kyu483-0079	_05	南方	五橋	
189	急・平岩 1	kyu483-0082		南方	平岩	
190	急・乙田 3	kyu483-0083	_01	南方	乙田	
	〃	kyu483-0083	_02	南方	乙田	
191	急・港山添 1	kyu483-0084		南方	港山添	
192	急・大平見 2	kyu483-0085	_01	南方	大平見	
	〃	kyu483-0085	_02	南方	大平見	
	〃	kyu483-0085	_03	南方	大平見	
	〃	kyu483-0085	_04	南方	大平見	
	〃	kyu483-0085	_05	南方	大平見	
193	急・上ノ小野 1	kyu483-0086		南方	上ノ小野	
194	急・港山添 2	kyu483-0087	_01	南方	港山添	
	〃	kyu483-0087	_02	南方	港山添	
195	急・仁田山塩入 1	kyu483-0088	_01	南方	仁田山塩入	
	〃	kyu483-0088	_02	南方	上小丸	
196	急・大平見 3	kyu483-0089	_01	南方	大平見	
	〃	kyu483-0089	_02	南方	大平見	
	〃	kyu483-0089	_03	南方	大平見	
197	急・侍金 1	kyu483-0093	_01	南方	侍金	
	〃	kyu483-0093	_02	南方	侍金	
198	急・侍金 2	kyu483-0094	_01	南方	侍金	
	〃	kyu483-0094	_02	南方	侍金	
199	急・吉重 1	kyu483-0097	_01	南方	吉重	
	〃	kyu483-0097	_02	南方	吉重	
	〃	kyu483-0097	_03	南方	吉重	
	〃	kyu483-0097	_04	南方	吉重	
	〃	kyu483-0097	_05	南方	吉重	
200	急・上原 1	kyu483-0101	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0101	_02	南方	上原	
	〃	kyu483-0101	_03	南方	上原	
	〃	kyu483-0101	_04	南方	上原	

土砂災害警戒区域等名一覧表(急傾斜)

平成26年1月28日指定

番号	区域名	箇所番号	枝番	大字	字	避難所
201	急・上原 2	kyu483-0106	_01	南方	上原	総合支所
	〃	kyu483-0106	_02	南方	上原	
	〃	kyu483-0106	_03	南方	上原	
	〃	kyu483-0106	_04	南方	上原	
	〃	kyu483-0106	_05	南方	上原	
202	急・上原 3	kyu483-0108	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0108	_02	南方	上原	
203	急・上原 4	kyu483-0110		南方	上原	
204	急・上原 5	kyu483-0111	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0111	_02	南方	上原	
	〃	kyu483-0111	_03	南方	上原	
205	急・尾方前 6	kyu483-0114	_01	南方	尾方前	
	〃	kyu483-0114	_02	南方	尾方前	
206	急・五橋 2	kyu483-0260		南方	五橋	
207	急・五橋 3	kyu483-0261	_01	南方	五橋	
	〃	kyu483-0261	_02	南方	五橋	
208	急・大平見 4	kyu483-0262	_01	南方	大平見	
	〃	kyu483-0262	_02	南方	大平見	
209	急・上原 6	kyu483-0263		南方	上原	
210	急・上原 7	kyu483-0264	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0264	_02	南方	上原	
	〃	kyu483-0264	_03	南方	上原	
211	急・上原 8	kyu483-0265		南方	上原	
212	急・上原 9	kyu483-0266		南方	上原	
213	急・乙田 4	kyu483-0267	_01	南方	乙田	
	〃	kyu483-0267	_02	南方	乙田	
	〃	kyu483-0267	_03	南方	乙田	
	〃	kyu483-0267	_04	南方	乙田	
	〃	kyu483-0267	_05	南方	乙田	
214	急・吉重 2	kyu483-0268		南方	吉重	
215	急・乙田 5	kyu483-0269		南方	上原	
216	急・上原 10	kyu483-0270		南方	上原	
217	急・上原 11	kyu483-0271	_01	南方	上原	
	〃	kyu483-0271	_02	南方	上原	
218	急・ふれあいの森	kyu483-0272	_01	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_02	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_03	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_04	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_05	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_06	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_07	南方	五橋	
	〃	kyu483-0272	_08	南方	五橋	